

# R3 宮繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津

## 生徒会館内部改修工事建築

■ 図面リスト 全図面枚数 (53枚)										
意匠図 (B・36枚)			電気図 (E・ 枚)			空調図 (AC・9枚)			管図 (P・8枚)	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	
B-001	特記仕様書-1	B-021	撤去改修厨房展開図-2			AC-01	空調工事 特記仕様書	P-01	管工事 特記仕様書	
B-002	特記仕様書-2	B-022	撤去改修休憩室展開図			AC-02	空調設備 機器表 (1)	P-02	衛生器具表	
B-003	特記仕様書-3	B-023	撤去改修廊下展開図			AC-03	空調設備 機器表 (2)	P-03	衛生設備 機器表	
B-004	特記仕様書-4	B-024	撤去改修便所展開図			AC-04	空調設備 1階平面図(改修前)	P-04	衛生設備 1階平面図(改修前)	
B-005	特記仕様書-5	B-025	撤去改修厨房廻り天井伏図			AC-05	空調設備 1階平面図(改修後)	P-05	衛生設備 1階平面図(改修後)	
B-006	特記仕様書-6	B-026	家具図			AC-06	換気設備 厨房平面詳細図(改修前)	P-06	衛生設備 厨房平面詳細図(改修前)	
B-007	配置図・付近見取図	B-027	部分詳細図			AC-07	換気設備 厨房平面詳細図(改修後)	P-07	衛生設備 厨房平面詳細図(改修後)	
B-008	内部仕上表-1	B-028	更新⑥厨房機器詳細図(参考図)			AC-08	空調設備 各部参考図	P-08	衛生設備 各部参考図	
B-009	内部仕上表-2	B-029	更新⑧厨房機器詳細図(参考図)			AC-09	換気設備 各部参考図			
B-010	既存1階平面図(撤去図)	B-030	更新⑩厨房機器詳細図(参考図)							
B-011	既存2階平面図(撤去図)	B-031	更新⑫厨房機器詳細図(参考図)							
B-012	既存屋根伏図(撤去図)	B-032	更新⑬厨房機器詳細図(参考図)							
B-013	厨房廻り既存平面詳細図(撤去図)	B-033	更新⑭厨房機器詳細図(参考図)							
B-014	厨房廻り改修平面詳細図	B-034	更新⑮厨房機器詳細図(参考図)							
B-015	厨房機器表(参考図)	B-035	更新⑯厨房機器詳細図(参考図)							
B-016	既存矩計図-1(撤去図)	B-036	更新⑰厨房機器詳細図(参考図)							
B-017	既存矩計図-2(撤去図)									
B-018	改修矩計図-1									
B-019	改修矩計図-2									
B-020	撤去改修厨房展開図-1									

課長	副課長	課長補佐	係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R 3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築
2. 工事場所	徳島県鳴門市大津町吉永
3. 敷地面積	46,826m2
4. 工事種目	工事内容：内部改修工事 構造規模：鉄筋コンクリート造 2階建て 建築面積：504.69m2 床面積905.86m2
5. 工事区分	建築、電気、給排水、空調
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>施工条件は次による。 ・厨房の改修工事は、原則として、令和3年7月2日から令和3年9月16日までに完成させること。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 ・また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に0日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている) (義務付けられていない)。 ・警備員は、延0人(昼0人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p>

項目	特記事項
2. 工事関係図書	<p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面の間は経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p>

項目	特記事項																																																																								
4. 工事現場管理	<p>工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工場で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">運搬距離 km</th> <th rowspan="2">処分費</th> </tr> <tr> <th colspan="2">処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コケト(無筋)</td> <td rowspan="2">(有)川上組砕石 (中間処分)</td> <td colspan="2">徳島市下町本丁92-1</td> <td rowspan="2">6.1</td> <td rowspan="2">640円/t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳴門市瀬戸町明神字中山38-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コケト(有筋)</td> <td rowspan="2">(有)川上組砕石 (中間処分)</td> <td colspan="2">徳島市下町本丁92-1</td> <td rowspan="2">6.1</td> <td rowspan="2">640円/t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳴門市瀬戸町明神字中山38-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アスファルト</td> <td rowspan="2">(有)川上組砕石 (中間処分)</td> <td colspan="2">徳島市下町本丁92-1</td> <td rowspan="2">6.1</td> <td rowspan="2">1,000円/t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳴門市瀬戸町明神字中山38-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属(処分)</td> <td rowspan="2">(株)旭金属 (優良認定業者)</td> <td colspan="2">徳島市東沖洲1丁目12</td> <td rowspan="2">15.2</td> <td rowspan="2">0円/t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃プラ</td> <td rowspan="2">(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)</td> <td colspan="2">板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td rowspan="2">6.6</td> <td rowspan="2">22,700円/t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石膏ボード</td> <td rowspan="2">(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)</td> <td colspan="2">板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td rowspan="2">6.6</td> <td rowspan="2">22,700円/t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> </tr> <tr> <td>有価金属 (鉄骨・軽量鉄骨)</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7x8 寸含有成形板等</td> <td>(株)明和クレーン</td> <td colspan="2">三好市山城町寺野字大休場956</td> <td rowspan="2">93.9</td> <td rowspan="2">20,000円/m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">三好市山城町寺野字大休場956</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	種類	事業名	所在地		運搬距離 km	処分費	処分地		コケト(無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1		6.1	640円/t	鳴門市瀬戸町明神字中山38-1		コケト(有筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1		6.1	640円/t	鳴門市瀬戸町明神字中山38-1		アスファルト	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1		6.1	1,000円/t	鳴門市瀬戸町明神字中山38-1		金属(処分)	(株)旭金属 (優良認定業者)	徳島市東沖洲1丁目12		15.2	0円/t	徳島市東沖洲1丁目12		廃プラ	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		6.6	22,700円/t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		石膏ボード	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		6.6	22,700円/t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		有価金属 (鉄骨・軽量鉄骨)						7x8 寸含有成形板等	(株)明和クレーン	三好市山城町寺野字大休場956		93.9	20,000円/m3			三好市山城町寺野字大休場956	
種類	事業名			所在地				運搬距離 km	処分費																																																																
		処分地																																																																							
コケト(無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1		6.1	640円/t																																																																				
		鳴門市瀬戸町明神字中山38-1																																																																							
コケト(有筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1		6.1	640円/t																																																																				
		鳴門市瀬戸町明神字中山38-1																																																																							
アスファルト	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1		6.1	1,000円/t																																																																				
		鳴門市瀬戸町明神字中山38-1																																																																							
金属(処分)	(株)旭金属 (優良認定業者)	徳島市東沖洲1丁目12		15.2	0円/t																																																																				
		徳島市東沖洲1丁目12																																																																							
廃プラ	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		6.6	22,700円/t																																																																				
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																																							
石膏ボード	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		6.6	22,700円/t																																																																				
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																																							
有価金属 (鉄骨・軽量鉄骨)																																																																									
7x8 寸含有成形板等	(株)明和クレーン	三好市山城町寺野字大休場956		93.9	20,000円/m3																																																																				
		三好市山城町寺野字大休場956																																																																							

	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	図面番号	B-001	有限会社 佐藤建築企画設計
		図面名	特記仕様書 - 1	縮尺	NON	徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 3 3 3 7 0 4号

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
5. 施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 2週間とする。切り直し時期については、 項とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査しあれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>
6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。  (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材  ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の手写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品  ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>

項 目	特 記 事 項																																																												
7. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブテル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>																																																												
8. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>																																																												
9. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルト防水工事作業</li> <li>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・ 合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・ セメント系防水工事作業</li> <li>・ シーリング防水工事作業</li> <li>・ 改質アパルトシート防水工事作業</li> <li>・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業</li> <li>・ FRP防水工事作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外装板金作業</li> <li>・ かわらぶき作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木製建具手加工作業</li> <li>・ 木製建具機械加工作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>○ 塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>○ 内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・ カーペット系床仕上げ工事作業</li> <li>・ 鋼製下地工事作業</li> <li>○ ボード仕上げ工事作業</li> <li>・ カーテン工事作業</li> <li>・ 木質系床仕上げ工事作業</li> <li>・ 表具作業 ・ 壁装作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>○ 配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>○ 機械設備</td> <td>冷凍空調調機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルト防水工事作業</li> <li>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・ 合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・ セメント系防水工事作業</li> <li>・ シーリング防水工事作業</li> <li>・ 改質アパルトシート防水工事作業</li> <li>・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業</li> <li>・ FRP防水工事作業</li> </ul>	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外装板金作業</li> <li>・ かわらぶき作業</li> </ul>	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木製建具手加工作業</li> <li>・ 木製建具機械加工作業</li> </ul>		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	○ 塗装	塗装	○ 建築塗装作業	○ 内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・ カーペット系床仕上げ工事作業</li> <li>・ 鋼製下地工事作業</li> <li>○ ボード仕上げ工事作業</li> <li>・ カーテン工事作業</li> <li>・ 木質系床仕上げ工事作業</li> <li>・ 表具作業 ・ 壁装作業</li> </ul>	○ 配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	○ 機械設備	冷凍空調調機器施工	・ 冷凍空調調機器施工作業
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																											
仮設	とび	・ とび作業																																																											
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																											
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																											
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																											
防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルト防水工事作業</li> <li>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・ 合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・ セメント系防水工事作業</li> <li>・ シーリング防水工事作業</li> <li>・ 改質アパルトシート防水工事作業</li> <li>・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業</li> <li>・ FRP防水工事作業</li> </ul>																																																											
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																											
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																											
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外装板金作業</li> <li>・ かわらぶき作業</li> </ul>																																																											
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																											
左官	左官	・ 左官作業																																																											
建具	建具製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木製建具手加工作業</li> <li>・ 木製建具機械加工作業</li> </ul>																																																											
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																											
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																											
○ 塗装	塗装	○ 建築塗装作業																																																											
○ 内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・ カーペット系床仕上げ工事作業</li> <li>・ 鋼製下地工事作業</li> <li>○ ボード仕上げ工事作業</li> <li>・ カーテン工事作業</li> <li>・ 木質系床仕上げ工事作業</li> <li>・ 表具作業 ・ 壁装作業</li> </ul>																																																											
○ 配管	配管	・ 建築配管作業																																																											
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																											
○ 機械設備	冷凍空調調機器施工	・ 冷凍空調調機器施工作業																																																											

項 目	特 記 事 項																															
10. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎電子納品： 対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2、原図版)</li> <li>・ 工事写真(写真帳1部(着手前・竣工)、電子データ2部)</li> </ul> <p>・ 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</p> <p>・ 保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。  しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手紙版又はサービスサイズ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手紙版又はサービスサイズ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手紙版又はサービスサイズ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる) <input type="checkbox"/> よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物  工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事  次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事  (2) コンクリート躯体工事  (3) 屋外付帯工事  (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額  鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。  また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期  工事完成期日に14日を加えた期日とする。  なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <p>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。  (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区 分		サ イ ズ		着 工 前	カラー、手紙版又はサービスサイズ			工 事 中	カラー、手紙版又はサービスサイズ			竣 工	カラー、手紙版又はサービスサイズ		
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																														
3千万円未満	—	1回																														
3千万円以上5千万円未満	—	2回																														
5千万円以上1億円未満	1回	2回																														
1億円以上	2回	3回																														
区 分		サ イ ズ																														
着 工 前	カラー、手紙版又はサービスサイズ																															
工 事 中	カラー、手紙版又はサービスサイズ																															
竣 工	カラー、手紙版又はサービスサイズ																															
11. 完成図等																																
12. 火災保険																																

	徳島県県土整備部営繕課			
		●工事名	R 3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号
		●図面名	特記仕様書-2	●縮尺
				有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

1章 一般共通事項

項目	特記事項						
13. 室内空气中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。                      学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン                      学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン                      採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厨房</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、次のいずれかにより行う。                      ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法                      ・パンプ型採取機器を用いる方法                      パンプ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。                      (1) 30分間換気                      測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。                      (2) 5時間閉鎖                      (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。                      (3) 測定                      イ (2)の状態のままで測定する。                      ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。                      なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。                      ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。                      ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。                      (4) 分析                      測定対象化学物質を採取したパンプ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p>	測定対象室	測定箇所数	厨房	2	休憩室	1
測定対象室	測定箇所数						
厨房	2						
休憩室	1						
14. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>						

2章 改修仮設工事

項目	特記事項
1. 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>
2. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。                      ①労働安全衛生法に基づく構造規格                      ②(社)仮設工業会の認定基準                      また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。                      届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。                      届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎内部足場(種類：脚立足場)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様：ガードフェンス、H=1.8m、L=43m)(図示)</p> <p>◎ゲート(有) 無、仕様：キャスターゲート H=1.8m、W=3.0m)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎その他</p>
3. 養生	<p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：シート養生)</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法：シート養生)</p> <p>◎仮間仕切りは、(A種・B種) (C種)とする。</p>
4. 監督員事務所	<p>◎監督員事務所は(設ける(面積 m<sup>2</sup>程度) (設けない))</p>
5. 工事用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る (出来ない)、電力料金(有償・無償))                      ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用(出来る (出来ない)、用水料金(有償・無償))                      ただし、施設管理者と協議すること。</p>
6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	<p>◎工事車両置き場は、(図示の場所に (用意していないので業者にて) 設けること。                      ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎現場事務所及び資材置き場は、(図示の場所に) (用意していないので業者にて) 設けること。                      ただし、施設管理者と協議すること。</p>

項目	特記事項
7. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。                      ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。                      ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。                      ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>

	<p>●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築</p>	<p>●図面番号 B-003</p>	<p>有限会社 佐藤建築企画設計                      徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759</p>
	<p>●図面名 特記仕様書-3</p>	<p>●縮尺 NON</p>	<p>管理建築士 板東 毅                      1級建築士登録 333704号</p>
徳島県県土整備部営繕課			

3章 地業工事

項 目	特 記 事 項																
1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石 <b>再生クラッシュラン</b>)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>土間下</td> <td>100</td> <td>RC40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシュラン	土間下	100	RC40
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲														
切込砂利																	
切込砕石																	
再生クラッシュラン	土間下	100	RC40														
4章 鉄筋工事																	

項 目	特 記 事 項																
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10, D13</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13														
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—															
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：															
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は <b>重ね継手</b> 、ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手とする。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。																
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は、標仕参考図「1節-基礎及び基礎梁の配筋」～「7節-梁貫通孔その他配筋」による。																
5. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																
6. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を(行う <b>行わない</b> )。確認強度( )kN 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。 ◎あと施工アンカーは <b>金属系アンカー</b> ・接着系アンカーとする。 ・金属系アンカー 引張耐力(13.4kN)とする。せん断耐力(15.4kN)とする。アンカー本体の径(12mm)、埋込深さ(40mm)とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合筋の種類は( SD295A )、径( D10 )、長さ( 450mm )とする。																

5章 コンクリート工事

項 目	特 記 事 項																																								
1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 Fn(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ(cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量(t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>有り</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>土間・立上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通コンクリート	21	21+S	15	有り		2.3	土間・立上																								
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																		
普通コンクリート	21	21+S	15	有り		2.3	土間・立上																																		
2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A <b>B</b> ・C)種とする。 ◎コンクリートの仕上がりの平坦さは標仕 表6.2.5による。																																								
3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ・高炉セメントB種適用箇所( ) ・フライアッシュセメントB種適用箇所( ) ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルslag使用(できる <b>できない</b> ) ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m <sup>3</sup> 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは(行う <b>行わない</b> ) ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m <sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量をNa <sub>2</sub> O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。																																								
4. レディミクストコンクリート 工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																																								
5. 型枠	◎型枠は、( 県産木製型枠 <b>合板</b> ) 金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12</td> <td>立上コンクリート</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2(2)(ア)	A 種	あり				6.8.2(2)(イ)	B 種	なし		12	立上コンクリート	6.8.2(2)(イ)	C 種	なし				6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし							
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																				
県産木製型枠	—	なし																																							
6.8.2(2)(ア)	A 種	あり																																							
6.8.2(2)(イ)	B 種	なし		12	立上コンクリート																																				
6.8.2(2)(イ)	C 種	なし																																							
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																							

6章 左官工事

項 目	特 記 事 項																				
1. 一般事項	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。 ◎モルタルは(現場調合材料 <b>既配合材料</b> )。 ◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厨房・倉庫土間</td> <td>金網</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所： 評価名簿による。 ◎目地の位置及び寸法は、図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考	厨房・倉庫土間	金網		無し											
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考																	
厨房・倉庫土間	金網		無し																		
2. モルタル塗り																					

	徳島県東土整備部営繕課	●工事名 R 3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-004	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 特記仕様書-4	●縮尺 NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

7章 建具改修工事																											
項目	特記事項																										
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>																										
2. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>厨房・倉庫</td> <td>BB-2種</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製(合成樹脂製))</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	A種	S-4	A-3	W-4	70	厨房・倉庫	BB-2種												
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																					
A種	S-4	A-3	W-4	70	厨房・倉庫	BB-2種																					
3. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.7.21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.7.31による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p>																										
4. ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td></td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td></td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹脂製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p>	種類	品 種	厚 さ	備 考	図示		図示		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製			アルミニウム製		建具製造所の仕様による。	ステンレス製			木 製			樹脂製		
種類	品 種	厚 さ	備 考																								
図示		図示																									
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																									
鋼 製																											
アルミニウム製		建具製造所の仕様による。																									
ステンレス製																											
木 製																											
樹脂製																											
5. ガラス用フィルム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>張 り 面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス飛散防止フィルム</td> <td>第2種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎品質はJIS A 5759による。</p>	名 称	種 類	張 り 面	ガラス飛散防止フィルム	第2種																					
名 称	種 類	張 り 面																									
ガラス飛散防止フィルム	第2種																										

8章 内装改修工事																																																							
項目	特記事項																																																						
1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="4">部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照</li> <li>・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修</li> <li>モルタル塗り ※施工場所は図示による。</li> <li>塗り厚25mm超の場合の補修を(行う・行わない)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油圧クラッシャー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドブレイカー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アグレッシブブロータージェット使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(天井下地を含む全面)</td> <td rowspan="3">照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシャー使用		ダイヤモンドカッター使用		ハンドブレイカー使用		アグレッシブブロータージェット使用		撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ		撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	(天井下地を含む全面)	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入	ボード面まで	ボード面を残し仕上げのみ
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																				
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																				
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上																																																					
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																					
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																					
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																					
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																					
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																					
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																					
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																						
油圧クラッシャー使用																																																							
ダイヤモンドカッター使用																																																							
ハンドブレイカー使用																																																							
アグレッシブブロータージェット使用																																																							
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																						
壁下地を含む全面																																																							
ボード面まで																																																							
ボード面を残し仕上げのみ																																																							
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																						
(天井下地を含む全面)	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入																																																						
ボード面まで																																																							
ボード面を残し仕上げのみ																																																							
3. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする。																																																						
4. 軽量鉄骨天井下地	<p>◎スタッド、ランナーの種類は、(65型、100型)とし、改標仕表6.7.11による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(・改標仕6.7.4(5)による)</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。</p> <p>◎天井点検口等の開口部の補強は改標仕6.6.4(5)による。</p>																																																						

項目	特記事項																																
5. ビニール床シート張り(JIS A 5705) ビニール床タイル張り(JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">種類・記号</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅 木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td>FS</td> <td>石目</td> <td>2.0</td> <td>床+1巻上</td> <td></td> <td>100</td> <td>ルリ樹脂</td> <td>厨扉・倉庫</td> <td>抗菌</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎帯電防止床シート：種類( )、厚さ( )、性能( )</p> <p>◎耐動荷重性床シート：種類( )、厚さ( )</p> <p>◎種別 (A・B・C・<b>D</b>)種</p> <p>◎D種の場合は、(・KT-I・KT-II・<b>KT-III</b>・KT-K・KT-N)とする。</p> <p>◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。</p>	材質	種類・記号	色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考	材質	厚さ	高さ	ビニール床シート	FS	石目	2.0	床+1巻上		100	ルリ樹脂	厨扉・倉庫	抗菌									
材質	種類・記号					色柄	厚さ	幅 木				接着剤	施工箇所	備 考																			
		材質	厚さ	高さ																													
ビニール床シート	FS	石目	2.0	床+1巻上		100	ルリ樹脂	厨扉・倉庫	抗菌																								
6. 畳敷き																																	
7. セッコウボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セッコウボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td>縦目処理</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td></td> <td>軽鉄</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td>突付 目透</td> <td>8 6</td> <td>不燃</td> <td></td> <td></td> <td>軽鉄</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	セッコウボード JIS A 6901の規格品	壁 天井	縦目処理	12.5	不燃			軽鉄	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井	突付 目透	8 6	不燃			軽鉄	その他							
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																										
セッコウボード JIS A 6901の規格品	壁 天井	縦目処理	12.5	不燃			軽鉄																										
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井	突付 目透	8 6	不燃			軽鉄																										
その他																																	
8. 壁紙張り JIS A 6921	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の級別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td>ビニル紙</td> <td></td> <td></td> <td>不燃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備 考	図示	ビニル紙			不燃																					
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備 考																												
図示	ビニル紙			不燃																													
9. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																
10. 既製家具	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。  パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																
9章 塗装改修工事																																	
項目																																	
1. 合成樹脂エマルション ペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボード面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	ボード面	B種	R B種																									
区 分	種 別	下地調整	備 考																														
ボード面	B種	R B種																															
10章 厨房器具改修工事																																	
項目																																	
1. 施工業者	◎厨房器具の移設及び設置等は原則として、専門業者の責任施工とする。専門業者による施工ができない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																

	徳島県東土整備部営繕課	●工事名 R 3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-005	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 特記仕様書-5	●縮尺 NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

11章 環境配慮(グリーン)改修工事

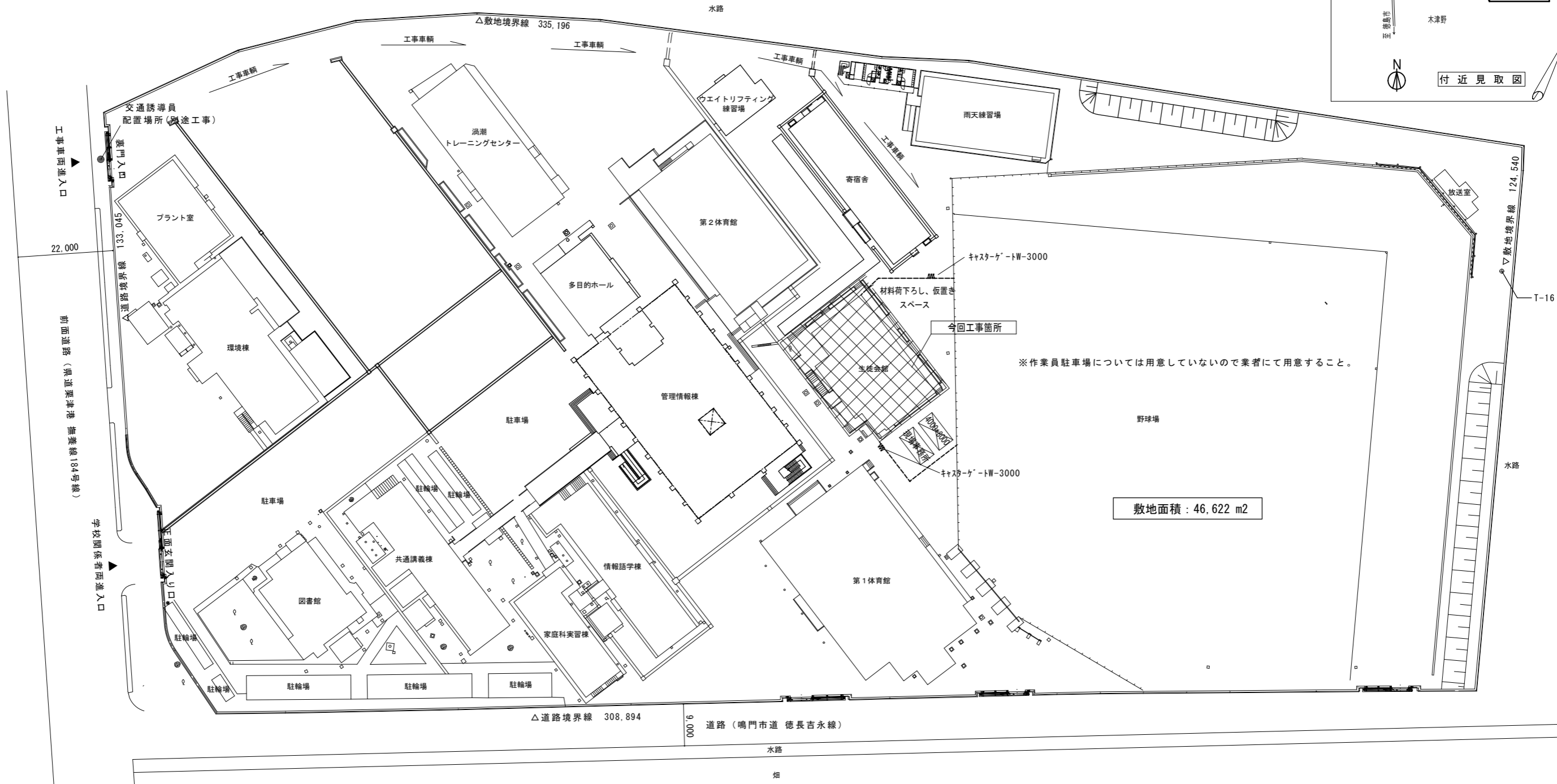
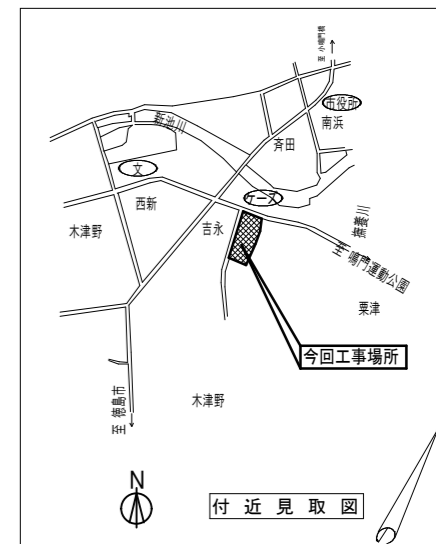
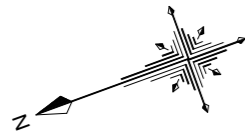
項目	特記事項															
1. アスベスト含有建材の処理工事 1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存の石綿含有建材の分析結果は(貸与する)。 ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1Iによる。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う)。(行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第一部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期( )</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>															
2. アスベスト含有成形板の除去	<p>◎養生等 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類：脚立足場) 養生種別(食堂との境でシート養生)</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>厨房</td> <td>1</td> <td>フキアブ 緑ボード</td> <td>≒55m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>職員便所</td> <td>1</td> <td>アスベスト</td> <td>≒1.1m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	1階	厨房	1	フキアブ 緑ボード	≒55m <sup>2</sup>	1階	職員便所	1	アスベスト	≒1.1m <sup>2</sup>
階数	室名	箇所	建材種別	面積												
1階	厨房	1	フキアブ 緑ボード	≒55m <sup>2</sup>												
1階	職員便所	1	アスベスト	≒1.1m <sup>2</sup>												

--

--

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-006	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 特記仕様書-6	●縮尺 NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

----- バリケード：ガードフェンス H-1800



敷地面積：46,622 m2

配置図 1/700

徳島県土整備部営繕課	<b>●工事名</b> R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	<b>●図面番号</b> B-007	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	<b>●図面名</b> 配置図・付近見取り図	<b>●縮尺</b> 1/700	



■ 内部仕上表

本工事対象外を示す

階別	改修箇所	室名	床				壁				廻り縁	天井		CH	ブラインド類	備考	設備工事	
			下地	床	巾木	H	下地	腰壁	下地	壁		下地	天 井					
1階	玄関	M	陶器質 床タイル張 (100×200)	床タイル張 (100×200)	杉ノブロック	H150												
			長尺 塩ビシート貼 t-2.8	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	木製下地	杉羽目板 t-12 (本実加工材) 縦張 UC塗	壁目透し	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	食堂・集会室	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	ビニル巾木	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	洗濯室	M	全上	全上	ビニル巾木	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	厨房	M	47角 磁器タイル張	47角 磁器タイル張	100角 床タイル張													
			(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(既存のまま)	(既存のまま)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)
○	調理室	M	土間コンクリート t-120	床：特殊防滑性ビニル床シート (抗菌)	床材立上げ	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	男子学習室	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8 の上、 タイルベットの t-4.5	長尺 塩ビシート貼 t-2.8 の上、 タイルベットの t-4.5	ビニル巾木	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	購買	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	ビニル巾木	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	収納庫	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	全上													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	倉庫	M	モルタル コシ押E	モルタル コシ押E	モルタル コシ押E AEP塗													
			(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(一部撤去)	(一部撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)	(撤去)
○	休養室	M	タイル敷き (コンパネ下地)、踏込タイル貼り (タイル撤去、踏込部分は既存のまま)	タイル敷き (コンパネ下地)、踏込タイル貼り (タイル撤去、踏込部分は既存のまま)	タイル敷き													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	廊下	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	ビニル巾木	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	職員便所	M	50角 フォアタイル張	50角 フォアタイル張	100角 床タイル張													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	ホール	M	長尺 塩ビシート貼	長尺 塩ビシート貼	ビニル巾木	H100												
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	男子便所	M	47角 磁器タイル張 50角 フォアタイル張 (改修便器廻り)	47角 磁器タイル張 50角 フォアタイル張 (改修便器廻り)	100角 床タイル張													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	女子便所	M	全上	全上	全上													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	階段室	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	モルタル コシ押E VP塗													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	ブロン室	M	モルタル コシ押E	モルタル コシ押E	モルタル コシ押E VP塗													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)
○	物置	M	コンクリート 金ゴシ押E	コンクリート 金ゴシ押E	全上													
			(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)	(既存のまま)

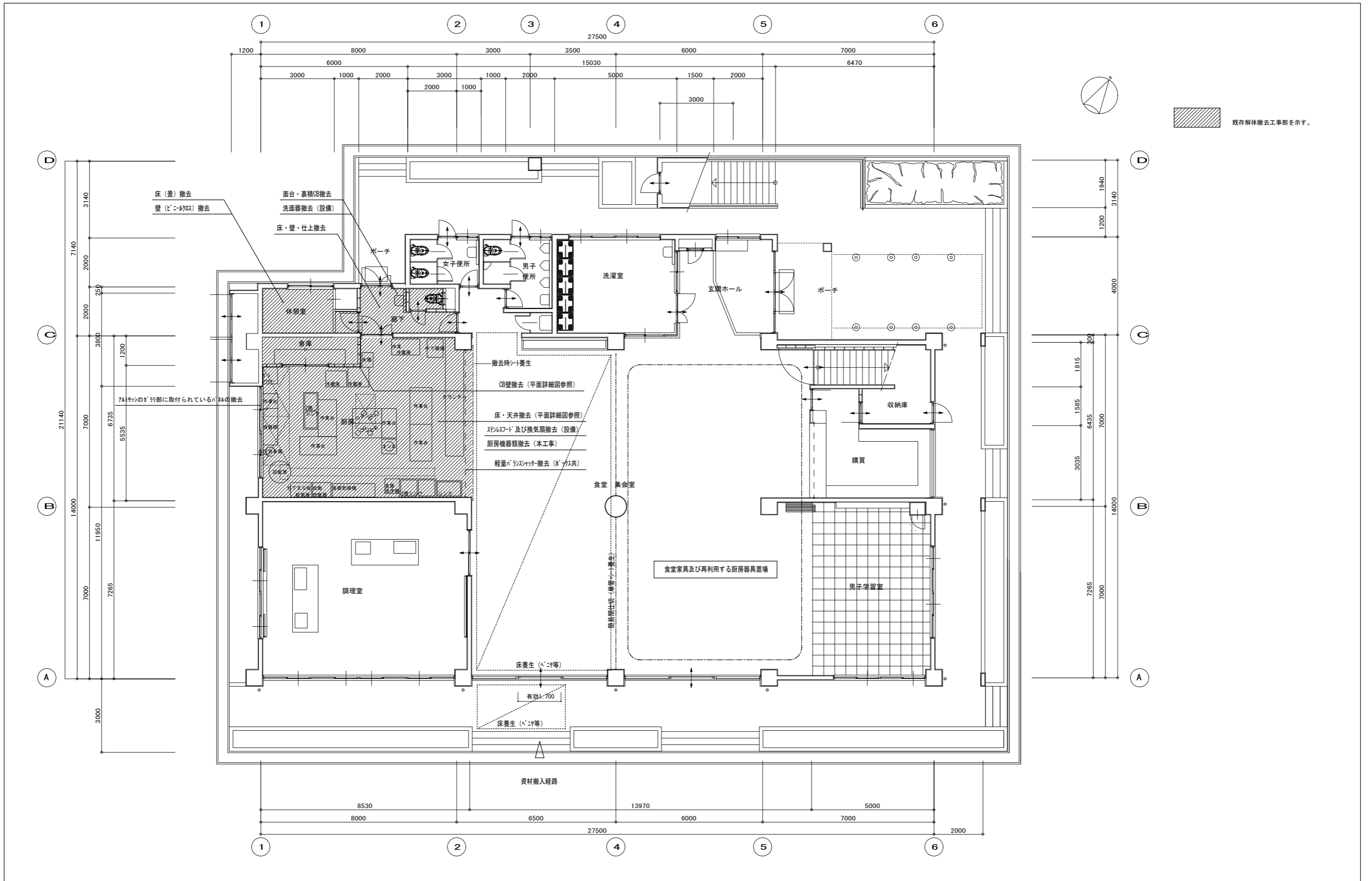
凡例 (一般)	(下地)	(材料)	(塗装記号)
G.L...基準地盤面	W...木造	T.B...テラゾーブロック	OP...油性ペイント
F.L...床仕上面	SBW...木造 (杉 SB材)	H.L...ヘアライン仕上	SOP...合成樹脂ペイント
S.L...コンクリート床版面	KKW...木造 (杉 KKハネ)	P.B...石コケレート	VP...塩化ビニル樹脂塗料
C.H...天井高	S...鉄骨	F.D...フロアードレイン	CL...クリヤーラッカー
	LGS...軽量鉄骨	G.W...ガラスウール	W...ワックス
		OA...OAフロア	FP...耐候性塗料塗り
			AP...アクリル系ペイント
			AEP...合成樹脂エマルジョンペイントアクリル系
			OS...オイルステイン
			UC...ホリケレン塗り
			EP-G...合成樹脂エマルジョンペイント(5分ツヤ)
			DP...耐候性塗料塗り

徳島県土整備部管轄課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-008	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	内部仕上表-1 (1階)	●縮尺	NON	

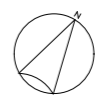
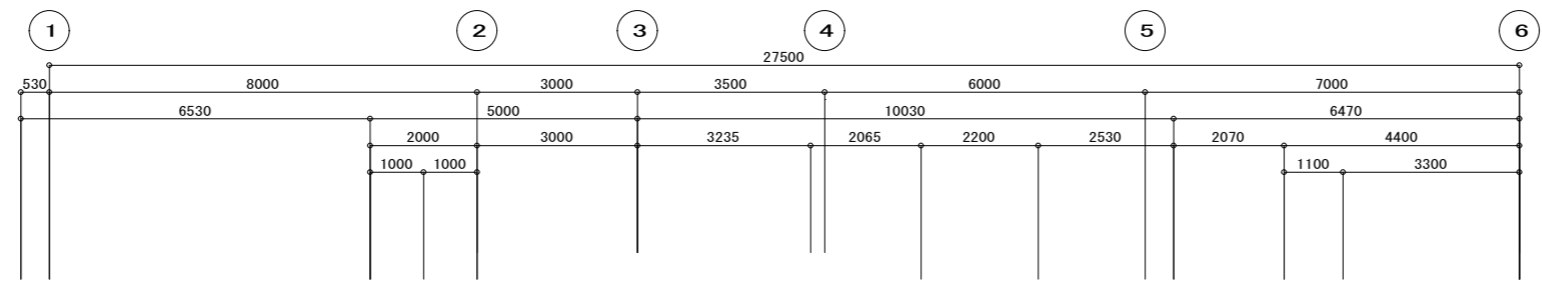
■ 内部仕上表

本工事対象外を示す

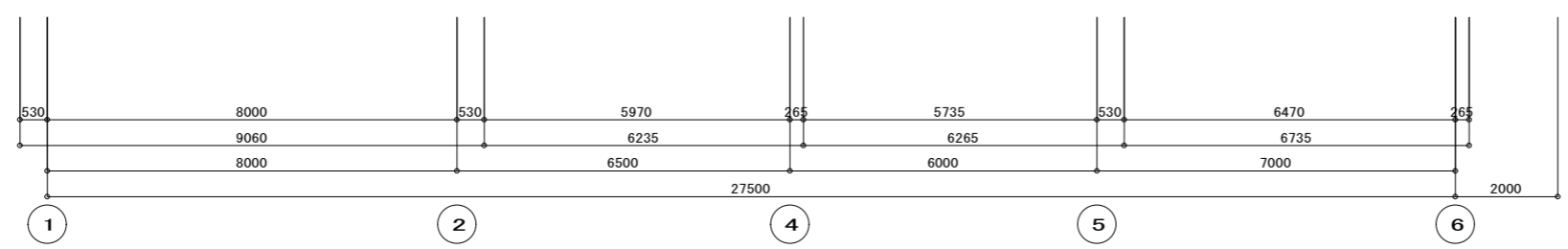
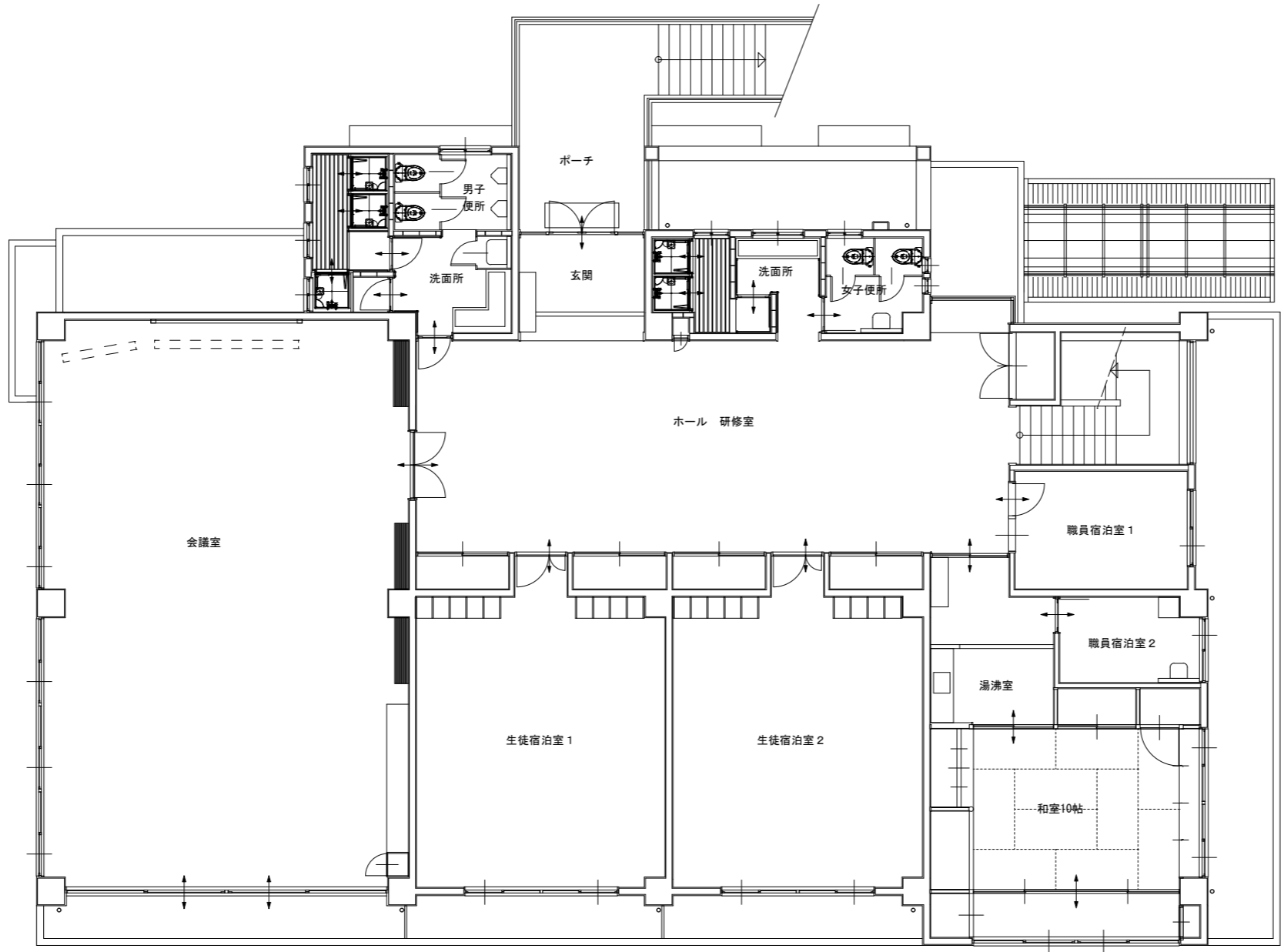
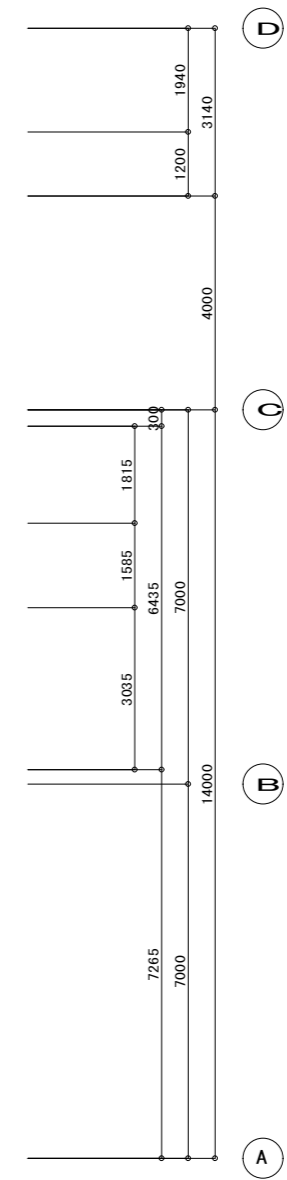
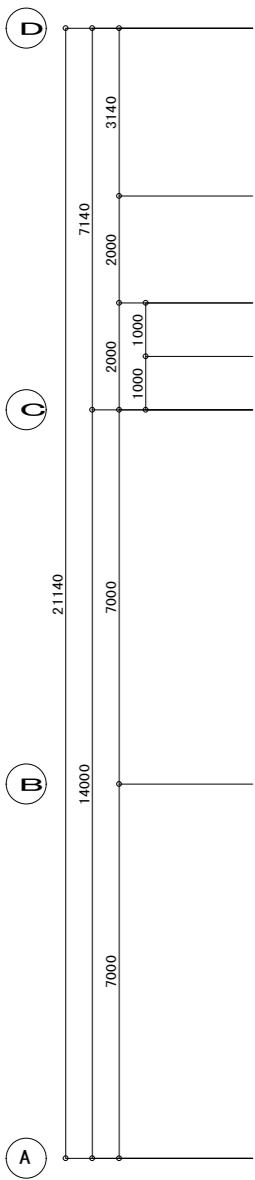
階別	改修箇所	室名	床				壁				廻り縁	天井		CH	ブラインド類	備考	設備工事
			下地	床	巾木	H	下地	腰壁	下地	壁		下地	天井				
2階		玄関	M	珧器質 床タイル張 (100×200)	珧器質 100×40			M	珧器質 100×40			LGS	珧器質天井 (フラット・ラナー工法)	2850 (2700)		傘立・下駄箱	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		ホール・研修室	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	ビニル巾木	H100		M	珧器質 珧器質 準不燃ビニル貼			LGS	珧器質 t-6 ひる石吹付	3000		トータル付 (900巾)・押入・珧器 (20巾)・台共	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		会議室	M	構造用合板 t-9 + 珧器質珧器質 t-15	木製珧器質	H95		M	ビニル貼 木製珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 珧器質	珧器質	珧器質	LGS	PB t-9 珧器質 珧器質系珧器質付珧器質板張 t-12	2995		珧器質珧器質珧器質 (34枚) 珧器質 2ヶ所 珧器質珧器質・珧器質・珧器質珧器質・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		生徒宿泊室 (1)	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	ビニル巾木	H100		M	珧器質 珧器質 準不燃ビニル貼			LGS	全上 珧器質系珧器質板張 t-9 (303×606)	3000		珧器質・珧器質・珧器質・珧器質・珧器質・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		生徒宿泊室 (2)	M	全上	全上	H100		M	全上			LGS	全上	3000		全上	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		和室10帖	M	珧器質 (珧器質下地)	珧器質			M	珧器質 t-7 (一部) 珧器質下地 準不燃ビニル貼			LGS	珧器質 PB t-9 珧器質珧器質 (珧器質)	2545		珧器質・珧器質・珧器質・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		縁側	M	珧器質珧器質 (木製珧器質床材 長尺)	珧器質			M	全上			LGS	全上 珧器質珧器質 (珧器質)	2560		珧器質・木製珧器質BOX (珧器質)	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		湯沸室	M	全上 (珧器質部) 珧器質 珧器質珧器質	珧器質 (珧器質部) 珧器質	H100		M	全上 (一部) 100角 珧器質珧器質			LGS	全上	2515 (2700)		珧器質・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		職員宿泊室 (1)	M	珧器質板 t-7	珧器質 OP	H100		M	珧器質 珧器質 準不燃ビニル貼 (一部) 100角 珧器質珧器質			LGS	PB t-9 珧器質系珧器質板張 t-9 (303×606)	2700		珧器質・珧器質BOX (珧器質)・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		職員宿泊室 (2)	M	全上	全上			M	全上			LGS	全上	2700		珧器質BOX (珧器質)・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		男子便所	M	珧器質珧器質 E2 珧器質珧器質	100角 珧器質珧器質			M	100角 珧器質珧器質 (珧器質 立上り H=300)			LGS	PB t-9 900角 珧器質珧器質 EP-6珧器質	2600		珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		男子洗面所	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	木目珧器質 ソフト巾木	H60		M	木製珧器質下地 珧器質珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 (一部) 100角 珧器質珧器質			LGS	PB 珧器質 t-9 珧器質系珧器質板張 t-9 (303×606)	2500		珧器質珧器質・珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		脱衣室 シャワー室	M	珧器質珧器質 t-3	木目珧器質 ソフト巾木	H60		M	木製珧器質下地 珧器質珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 珧器質珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 100角 珧器質珧器質 (珧器質 立上り H=1000)			LGS	珧器質珧器質 t-9 下地 珧器質珧器質 t-12珧器質	2488 2338		珧器質珧器質 0808×3ヶ所 珧器質 珧器質150 珧器質珧器質・珧器質珧器質珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		湯沸機置場	M	珧器質珧器質 珧器質珧器質	珧器質珧器質	H100		M	珧器質珧器質 珧器質珧器質			LGS	珧器質珧器質板 t-20 珧器質				
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		女子便所	M	珧器質珧器質 E2 珧器質珧器質	100角 珧器質珧器質			M	100角 珧器質珧器質 (珧器質 立上り H=300)			LGS	PB t-9 900角 珧器質珧器質 EP-6珧器質	2600		珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		女子洗面所	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	木目珧器質 ソフト巾木	H60		M	珧器質珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 (一部) 100角 珧器質珧器質			LGS	PB 珧器質 t-9 珧器質系珧器質板張 t-9 (303×606)	2500		珧器質珧器質	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		脱衣室 シャワー室	M	珧器質珧器質 E2 珧器質珧器質 珧器質珧器質 E2 珧器質珧器質 珧器質珧器質	木目珧器質 ソフト巾木	H60		M	木製珧器質下地 珧器質珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 珧器質珧器質 t-12 (本実加工材) 珧器質 100角 珧器質珧器質 (珧器質 立上り H=1000)			LGS	珧器質珧器質 t-6 900角 珧器質珧器質 EP-6珧器質	2500 2600		珧器質珧器質 0808×2ヶ所	
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		コック置場	M	珧器質珧器質 珧器質珧器質	珧器質珧器質	H100		M	珧器質珧器質 珧器質珧器質			LGS	珧器質珧器質板 t-20 珧器質				
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		階段室	M	長尺 塩ビシート貼 t-2.8	珧器質珧器質 VP珧器質			M	珧器質珧器質珧器質珧器質 (珧器質)			LGS	珧器質珧器質 t-6 珧器質珧器質				
		(改修後)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



徳島県教育委員会施設整備課	<b>●工事名</b> R3 宮緒 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	<b>●図面番号</b> B-010	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
	<b>●図面名</b> 既存 1階平面図(撤去図)	<b>●縮尺</b> 1/100	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



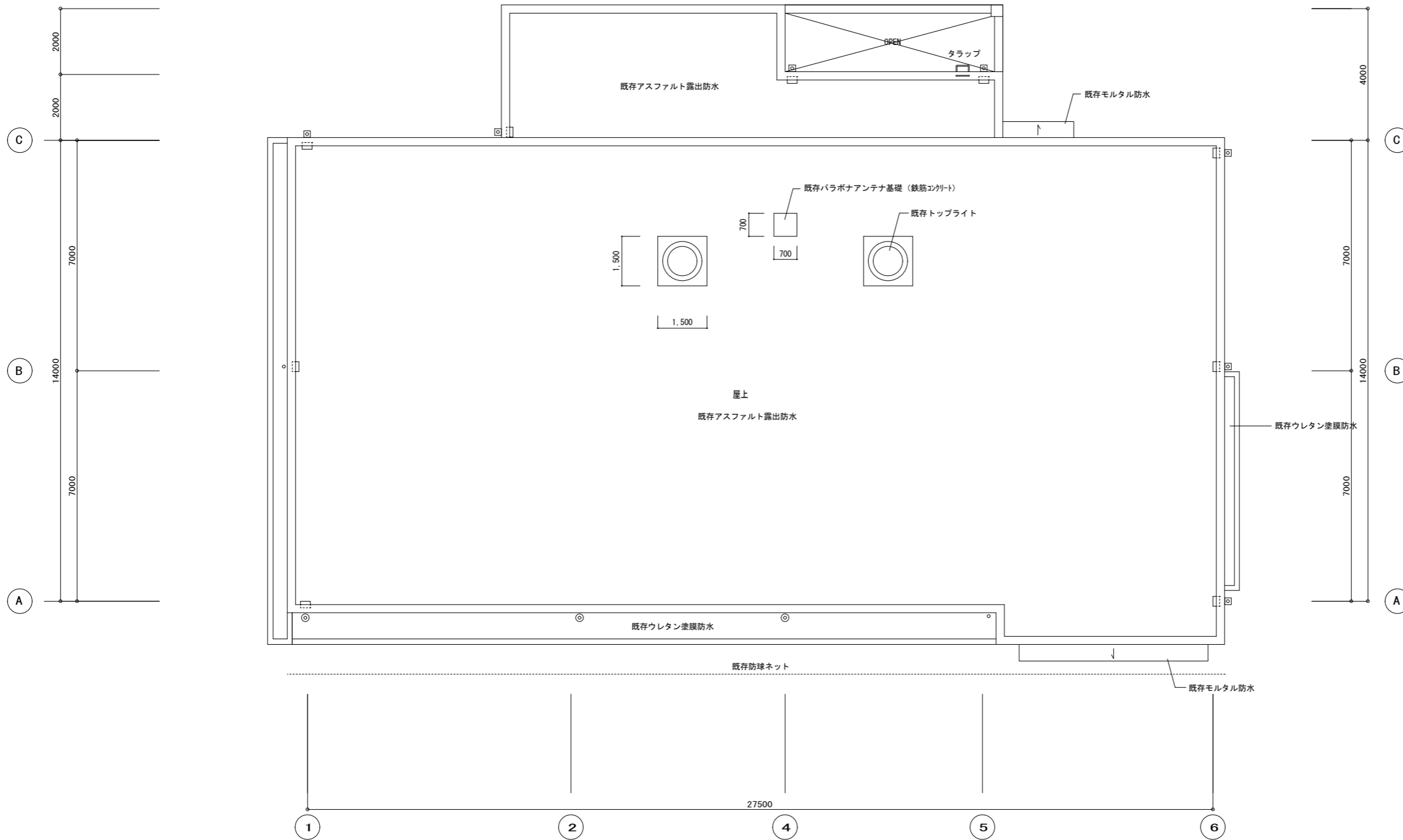
※2階は本工事対象外



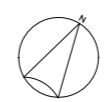
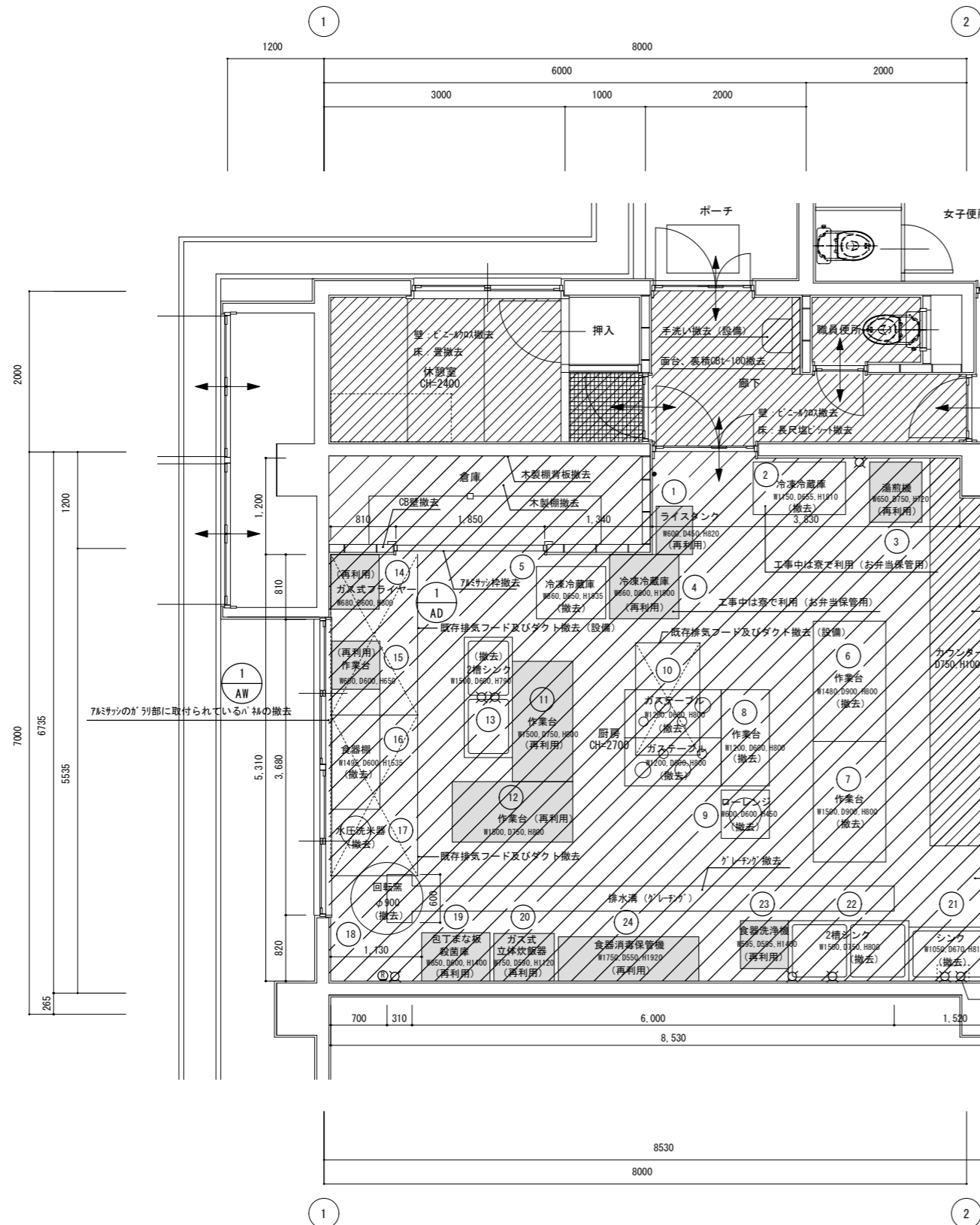
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-011	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 既存 2階平面図(撤去図)	●縮尺 1/100	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



※R階は本工事対象外



	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-012	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 既存 屋根伏図 (撤去図)	●縮尺 1/100	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



□ 既存建具表 1:100

NO	AW-1	2連ガラリ付引き違い窓	AD-1	引き違い戸 (枠のみ)
形状	<p>外部7&amp;#228;平板のみ撤去</p>			
形式	7&#228;		7&#228;	
箇所数	厨房1箇所		厨房1箇所	
見込み	70		70	
仕上	上部:型板 t=6 下部:7&#228;が'列の上'に'枠'取付			
硝子	上部:型板 t=6 下部:7&#228;が'列の上'に'枠'取付			
建具金物(SUS)	外部7&#228;平板のみ撤去		枠のみ撤去 (障子無し)	
備考				
NO	SS-1	防火シャッター		
形状				
形式	スチール			
箇所数	厨房1箇所			
見込み				
仕上				
硝子	スチールネット			
建具金物(SUS)	'が' 'ド' 'レ' 'ル'を残して全て撤去			
備考				

1 SS  
防火シャッター撤去  
※'が' 'ド' 'レ' 'ル'はそのまま  
床'が'切

1 AW  
'が' 'ド' 'レ' 'ル'の撤去

1 AD  
'が' 'ド' 'レ' 'ル'の撤去

食堂 集会室

床: 'が' 'ド' 'レ' 'ル'及'び'コ'リ'ト'土間 t=120撤去

天井: 'フ' 'レ' 'シ' 'ン' 'グ' 'ド' 'ト' t=6 撤去 (7&#228;'スト含有)

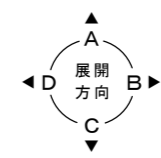
壁: 100'角' 'が' 'ド' 'レ' 'ル' (既存のまま)

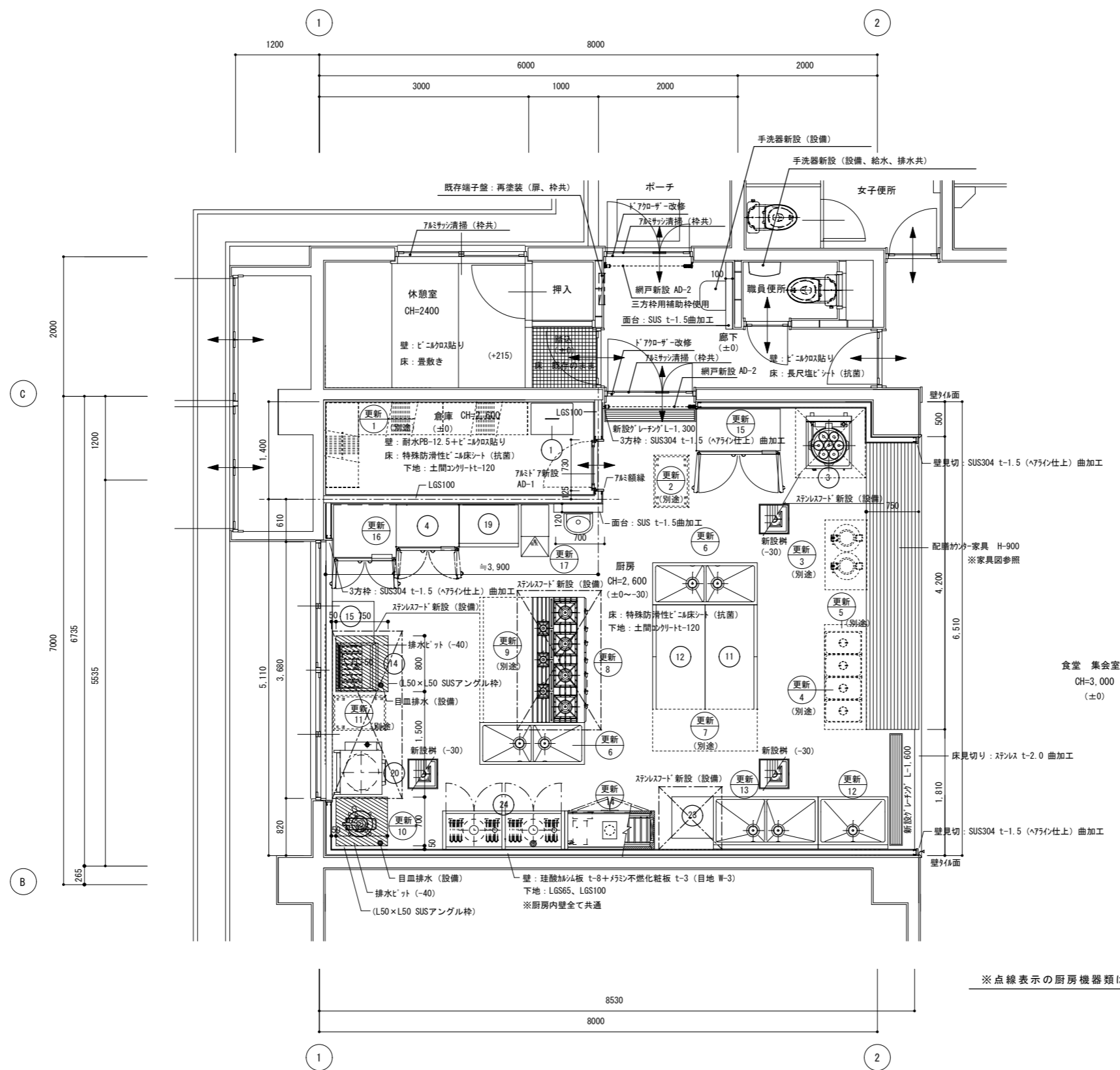
厨房機器類

■ 再利用機器を示す

※再利用機器の撤去再取付は本工事とする  
※②、④の冷凍冷蔵庫は工事中は寮に移設し使用する  
※その他の機器の撤去・処分は本工事とする

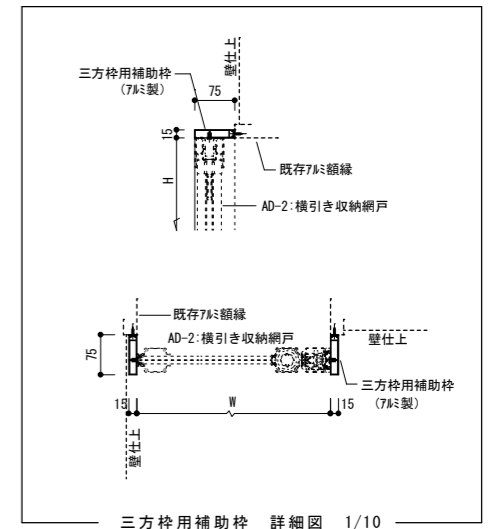
■ 改修箇所を示す





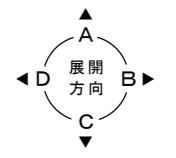
□ 新設建具表 1:100

NO	AD-1	勝手口ドア (汎用)	AD-2	横引き収納網戸 (汎用)
形状				
形式	78mm製		78mm製	
箇所数	1ヶ所		倉庫 2ヶ所 厨房・廊下	
見込み	70		42	
仕上げ	シルバー		シルバー	
硝子	型板 t-4		サランネット (ブリーチ加工)	
建具金物 (SUS)	78mm方枠、ドアノブ、付属金物一式		付属金物一式	
備考	戸当り: 78mm製壁付		※1ヶ所はアルミ製の三方枠用補助枠を使用して取り付けること	



三方枠用補助枠 詳細図 1/10  
※新設のドアクローザーの寸法に注意のこと

※点線表示の厨房機器類は別途工事とする (厨房機器表参照)



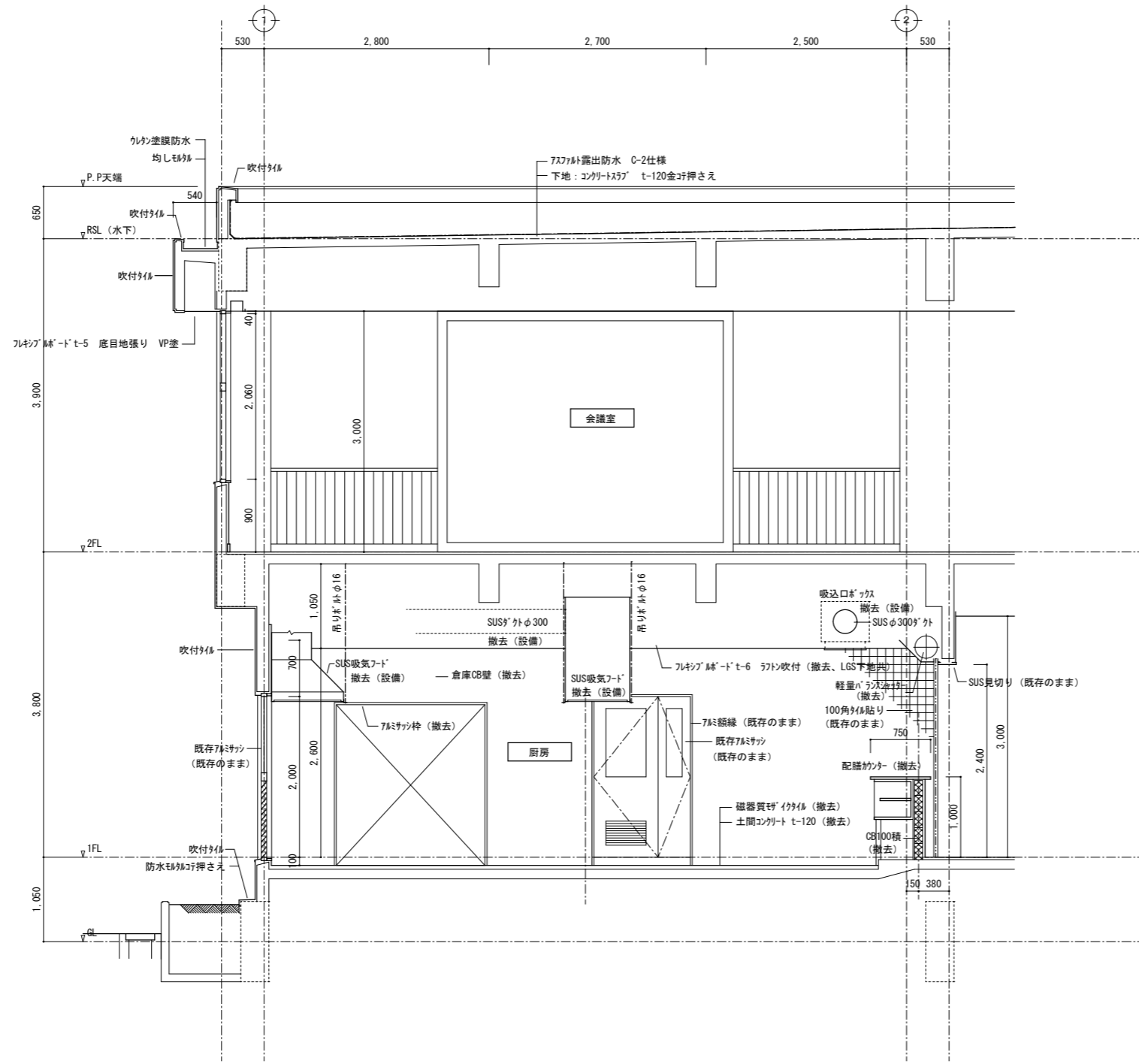
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-014	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 厨房廻り改修平面詳細図	●縮尺 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

(  : 撤去機器 )

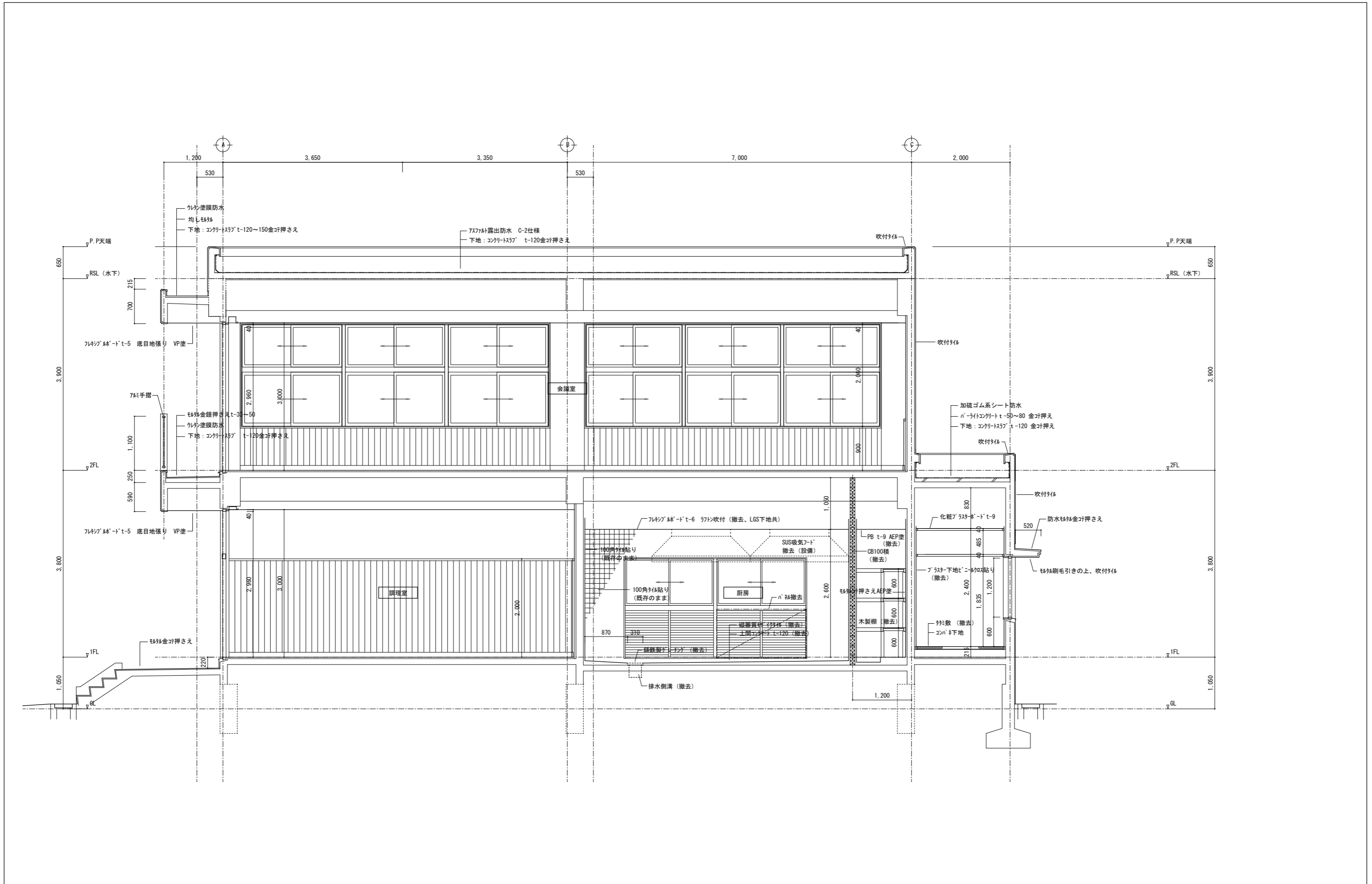
No.	品名	本工事に含む	形式	台数	寸法 (mm)			配管口径 (A)				ガス (LPG)		電気 (60Hz, kW)			フード	備考
					W	D	H	給水	給湯	排水		口径	kW	単相100V	単相200V	三相200V		
								機器側	設備側									
＜調理室＞																		
1	ライスタック	○	MRT-55	1	600	450	800											
2	冷凍冷蔵庫	○	SRR-K1261CS	1	1200	650	1950			25A	50A			0.58			撤去・処分	
3	湯煎機	○	MR-15M	1	650	750	720	15A		40A	耐熱50A	20A	27.3			GF	再利用	
4	冷凍冷蔵庫	○	SRR-K961CS	1	900	650	1950			25A	50A			0.44			再利用	
5	冷凍冷蔵庫	○	HRF-90S形	1	900	800	1890			25A	50A			0.57			撤去・処分	
6	作業台	○		1	1500	900	800										撤去・処分	
7	作業台	○		1	1500	900	800										撤去・処分	
8	作業台	○		1	1200	600	800										撤去・処分	
9	ローレンジ	○	MLSG-066	1	600	600	450					25A	18.6				撤去・処分	
10	ガステーブル	○	MGT-126CS	2	1200	600	800					25A	36.3				撤去・処分	
11	作業台	○		1	1500	750	800										再利用	
12	作業台	○		1	1500	750	800										再利用	
13	2槽シンク			1	1500	600	800	15A		40A	床						撤去・処分	
14	ガス式フライヤー	○	MGF-30K	1	680	600	800				ビット	25A	14.5			GF	再利用	
15	作業台	○		1	600	600	650										再利用	
16	食器棚	○		1	1500	600	1600										撤去・処分	
17	水圧洗米機	○	MRW-15	1	520	605	685	15A		40A	床						撤去・処分	
18	ガス式回転釜	○	MKGS-S080	1	1425	917	780	15A			床	25A	37.2				撤去・処分	
19	包丁・まな板殺菌庫	○	MCF-C086	1	850	600	1530							0.54			再利用	
20	ガス式立体炊飯器	○	MRC-X2D	1	750	700	1100					25A	18.6	0.04		GF	再利用	
＜洗浄コーナー＞																		
21	下膳用1槽シンク	○		1	1050	670	800	15A		40A	床						撤去・処分	
22	ソイルド2槽シンク	○		1	1500	750	800	15A		40A	床						撤去・処分	
23	食器洗浄機	○	MDRTBL6E	1	600	600	1375	15A		40A	耐熱50A				3.00	要	再利用	
24	食器消毒保管機	○	MCSK-20-e	1	1750	550	1920								8.40		再利用	
＜更新機器＞																		
①	ステンレスシェルフ	別途		3	1212	460	1900											
②	移動台	別途		1	500	750	800											
③	炊飯用架台	別途		2	1000	600	500											
④	電気式ウォーマー	別途		4	350	550	280							0.90			1/1ホテルパン (2OL) D=150mm	
⑤	電気式ウォーマー用架台	別途		1	1800	600	500											
⑥	2槽シンク	○		2	1500	600	800	15A-2	15A-2	40A-2	50A-2							
⑦	盛付台	別途		1	1500	600	800											
⑧	ガステーブル	○		1	1800	750	800					25A	75.2			GF	大バーナー×4、小バーナー×3	
⑨	キャビネット作業台	別途		1	1800	750	800											
⑩	水圧洗米機	○		1	380	380	800	20A		40A	ビット						容量 14Kg	
⑪	炊飯用移動台	別途		1	500	750	600											
⑫	下膳用1槽シンク	○		1	1000	750	800	15A	15A	40A	50A							
⑬	2槽シンク	○		1	1500	750	800	15A-2	15A-2	40A-2	50A-2							
⑭	器具・食器消毒保管機	○		1	1290	550	1860								6.75		15カゴ用 (食器カゴ付)	
⑮	冷凍冷蔵庫	○		1	1200	650	1910			25A	50A			0.59				
⑯	冷凍冷蔵庫	○		1	900	800	1910			25A	50A			0.37				
⑰	製氷機	○		1	395	450	770	15A		25A	50A			0.17				
合計																		

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-015	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 厨房機器表 (参考図)	●縮尺 NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

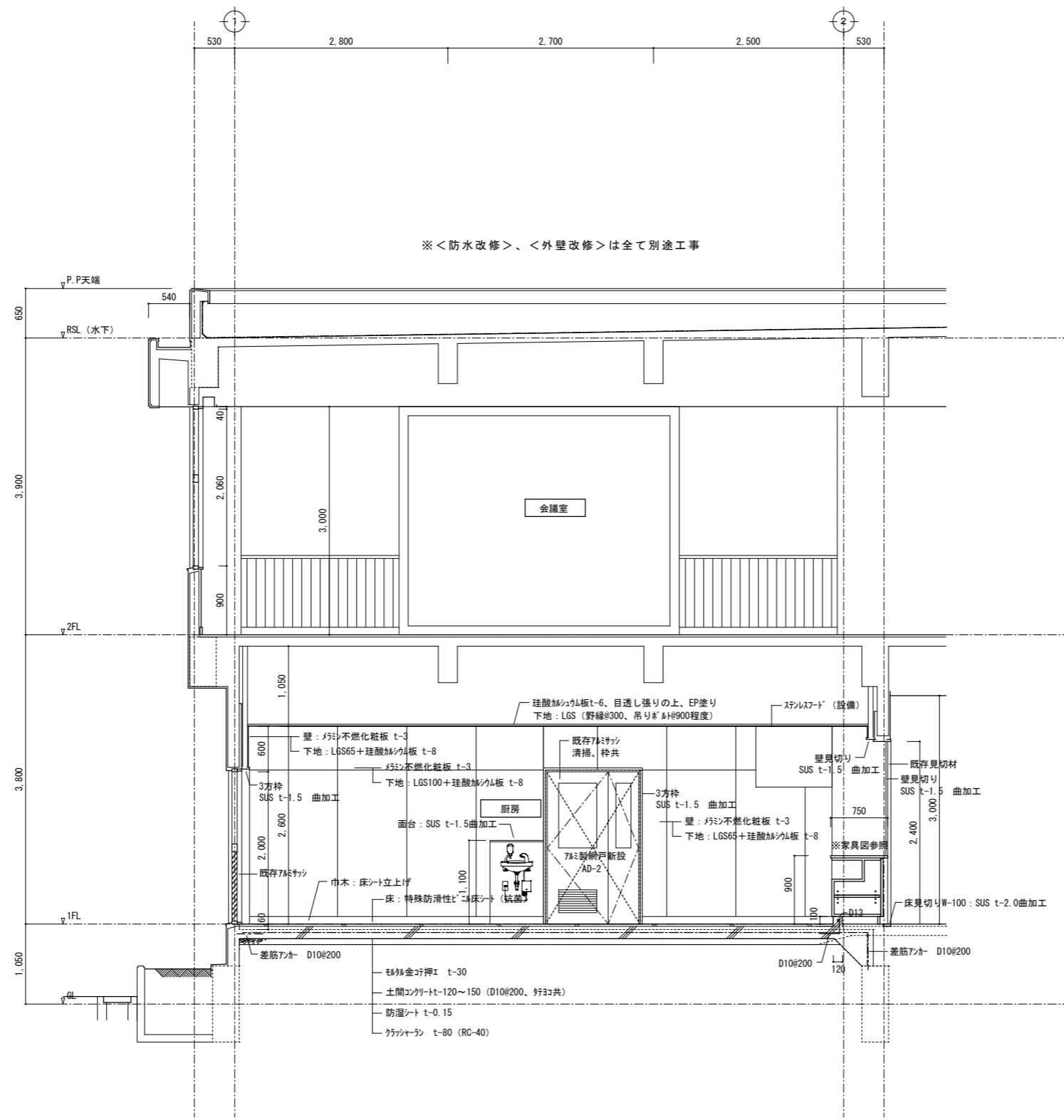




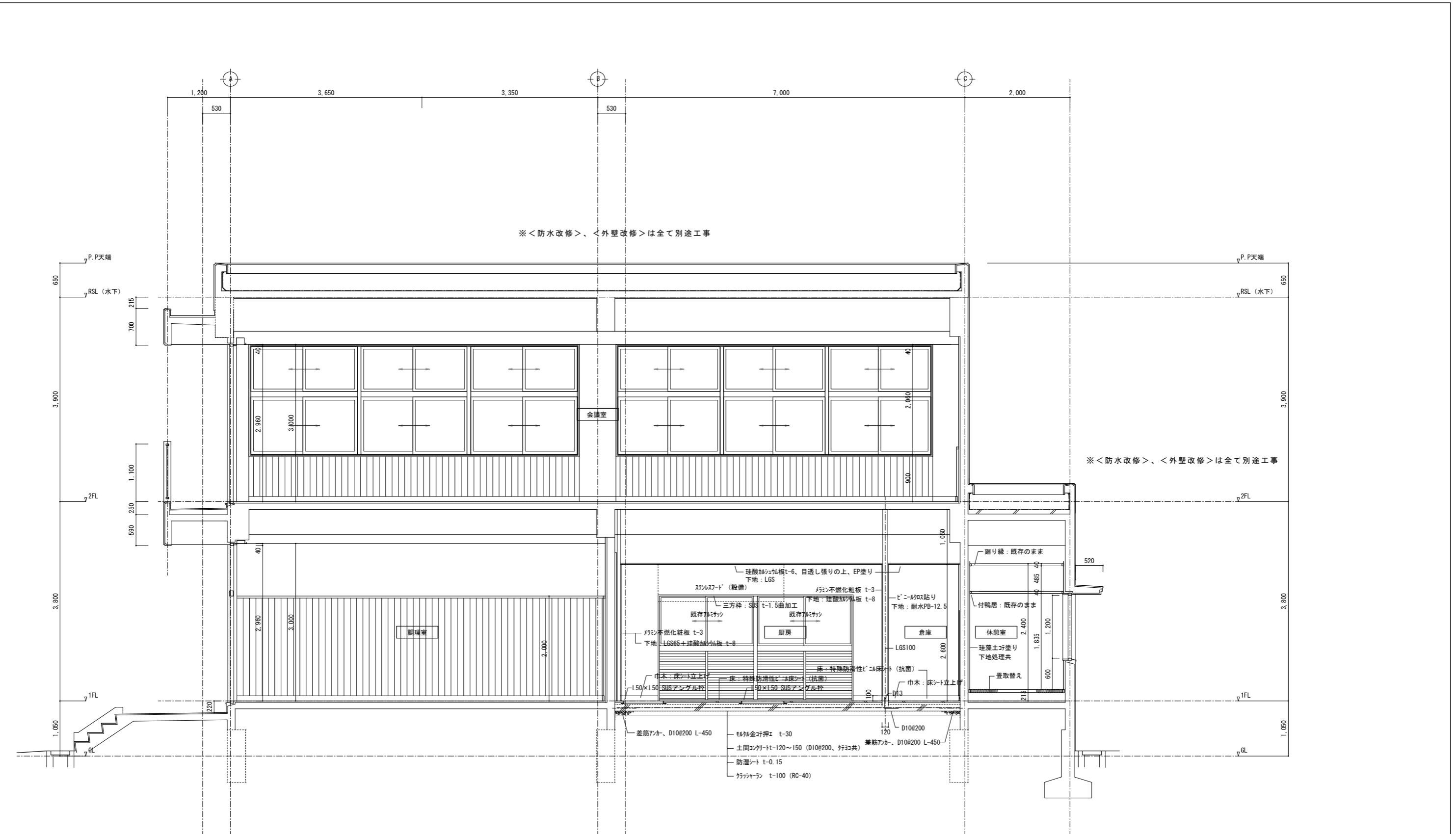
徳島県土整備部営繕課	<b>●工事名</b> R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	<b>●図面番号</b> B-016	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
	<b>●図面名</b> 既存矩計図-1 (撤去図)	<b>●縮尺</b> 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-017	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 既存矩計図-2 (撤去図)	●縮尺 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

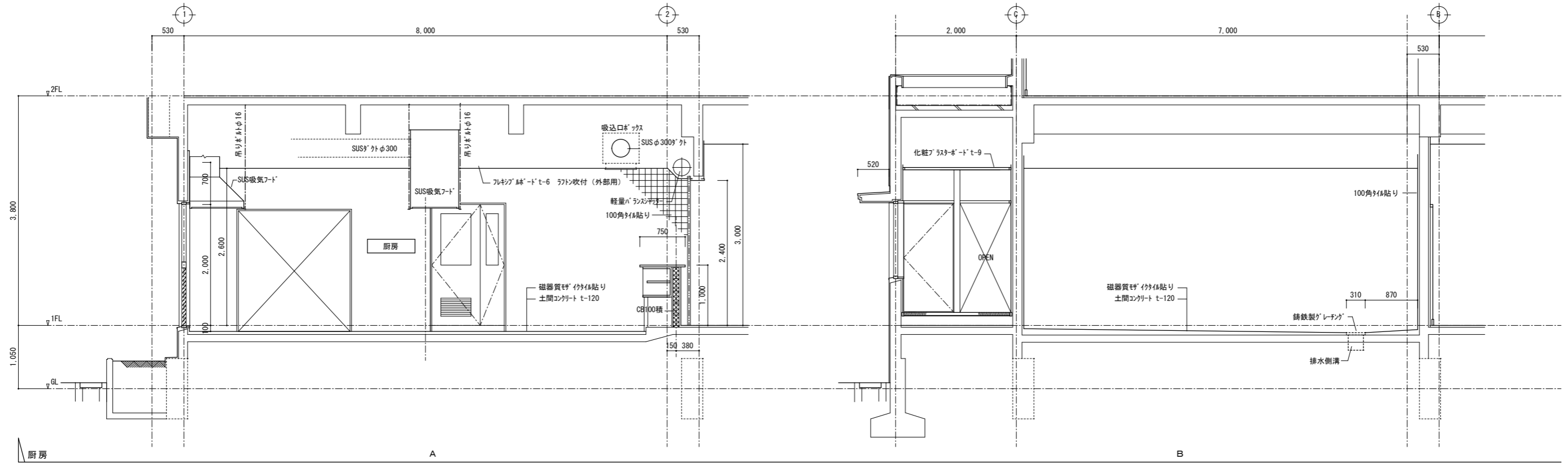


徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-018	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 改修矩計図-1	●縮尺 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

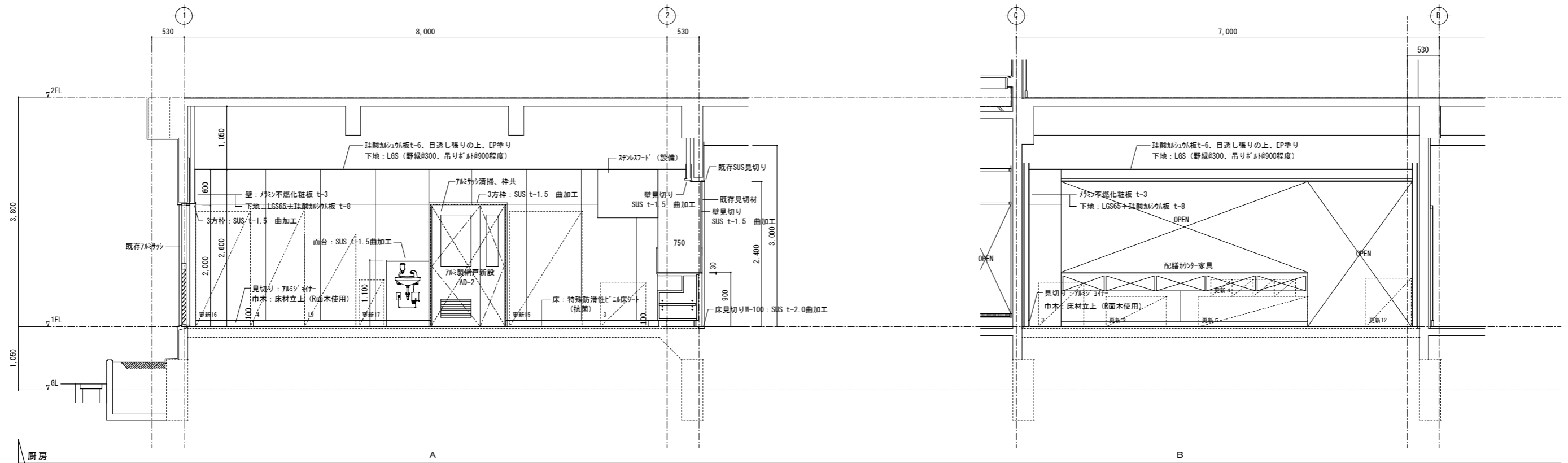


徳島県土整備部管轄課	<b>●工事名</b> R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	<b>●図面番号</b> B-019	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
	<b>●図面名</b> 改修矩計図-2	<b>●縮尺</b> 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

厨房展開図 (既存)

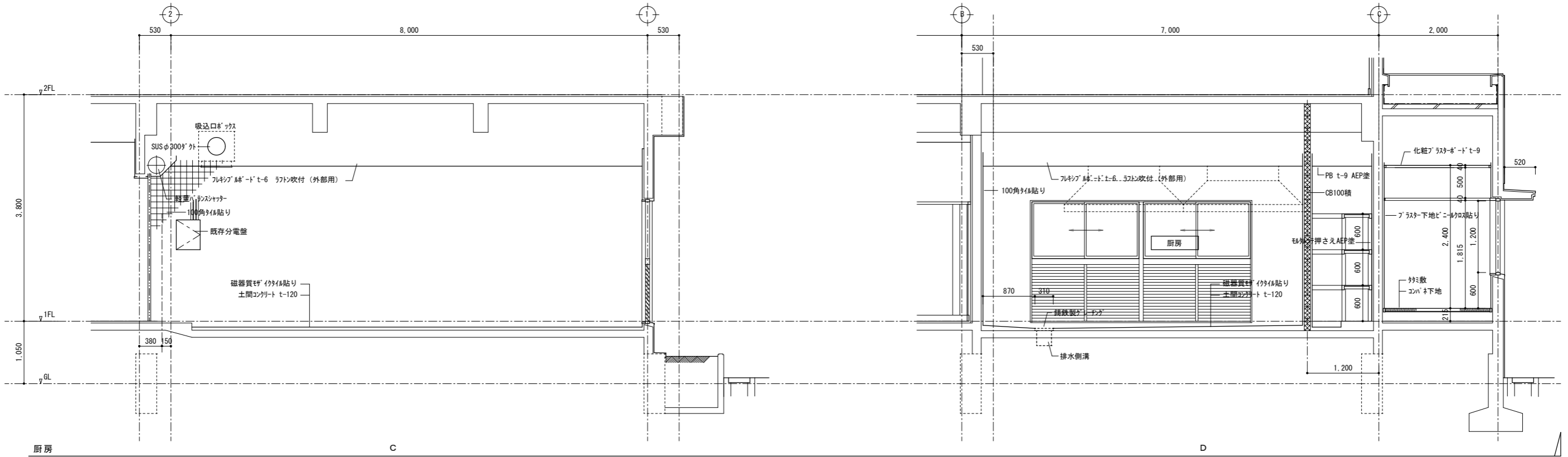


厨房展開図 (改修)

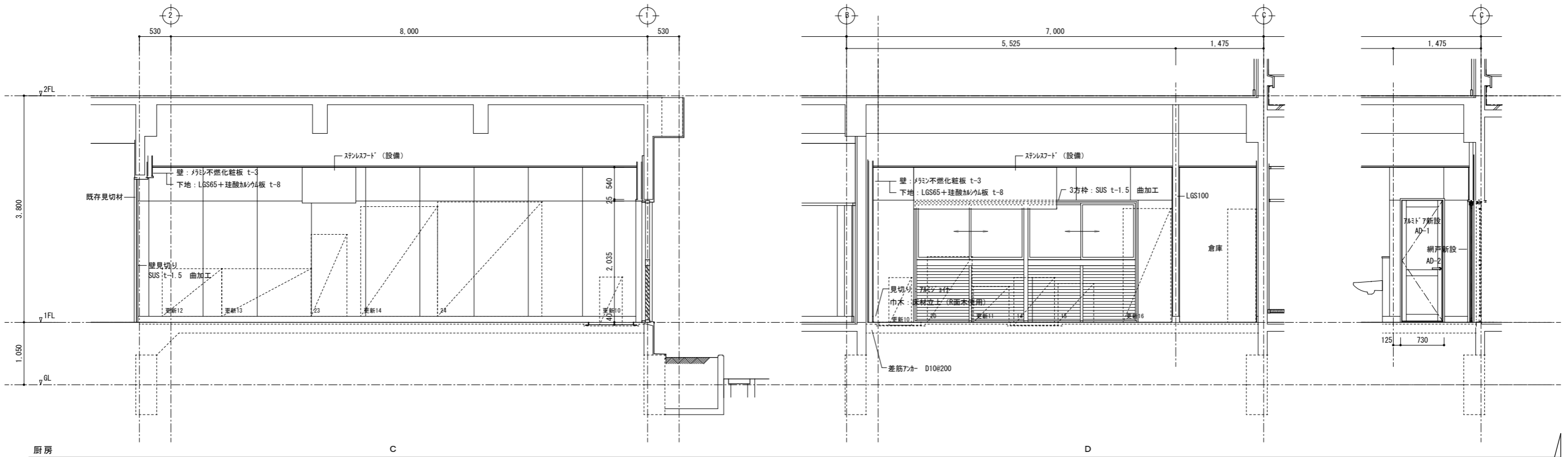


徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-020	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	撤去改修厨房改修展開図-1	●縮尺	1/50	

厨房展開図 (既存)

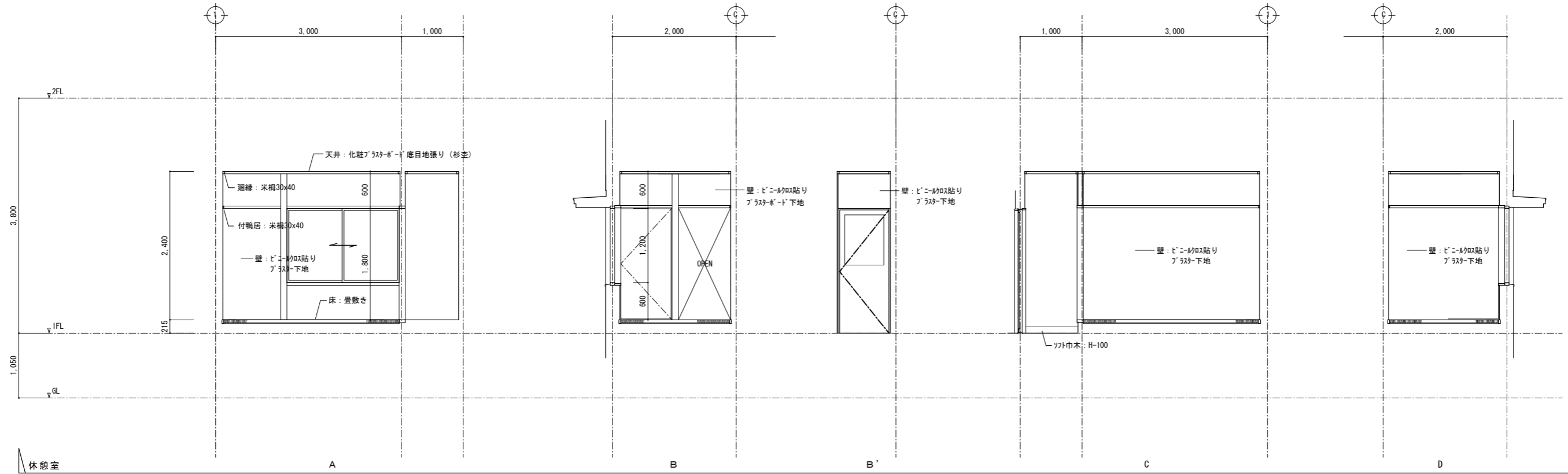


厨房展開図 (改修)

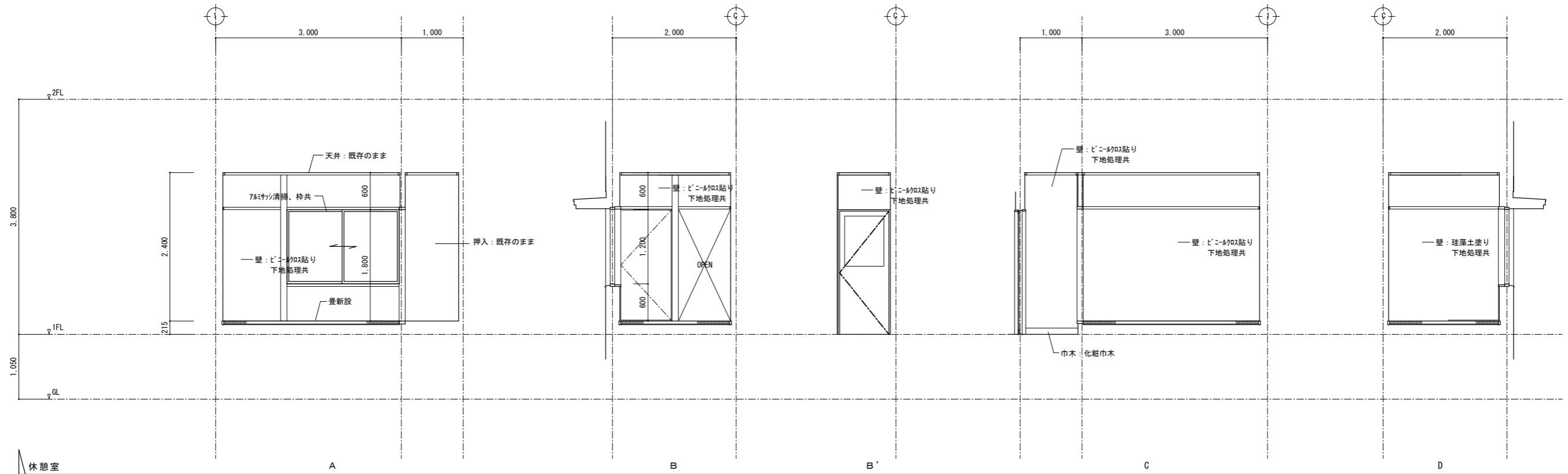


徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 宮緒 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-021	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名 撤去改修厨房改修展開図-2	●縮尺 1/50	

休憩室展開図 (既存)

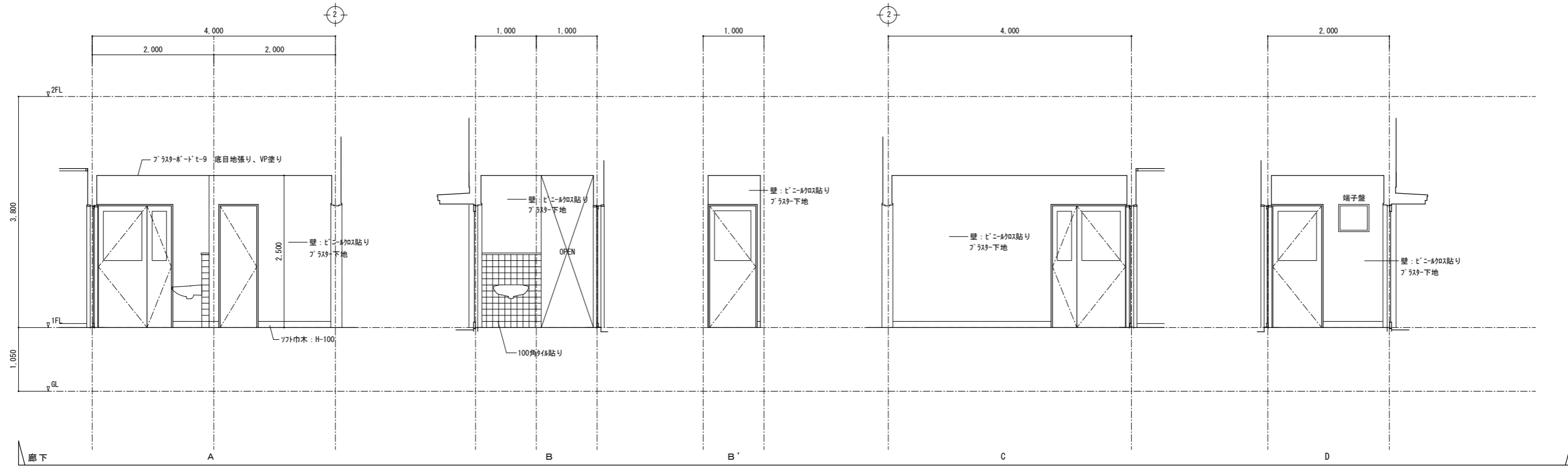


休憩室展開図 (改修)

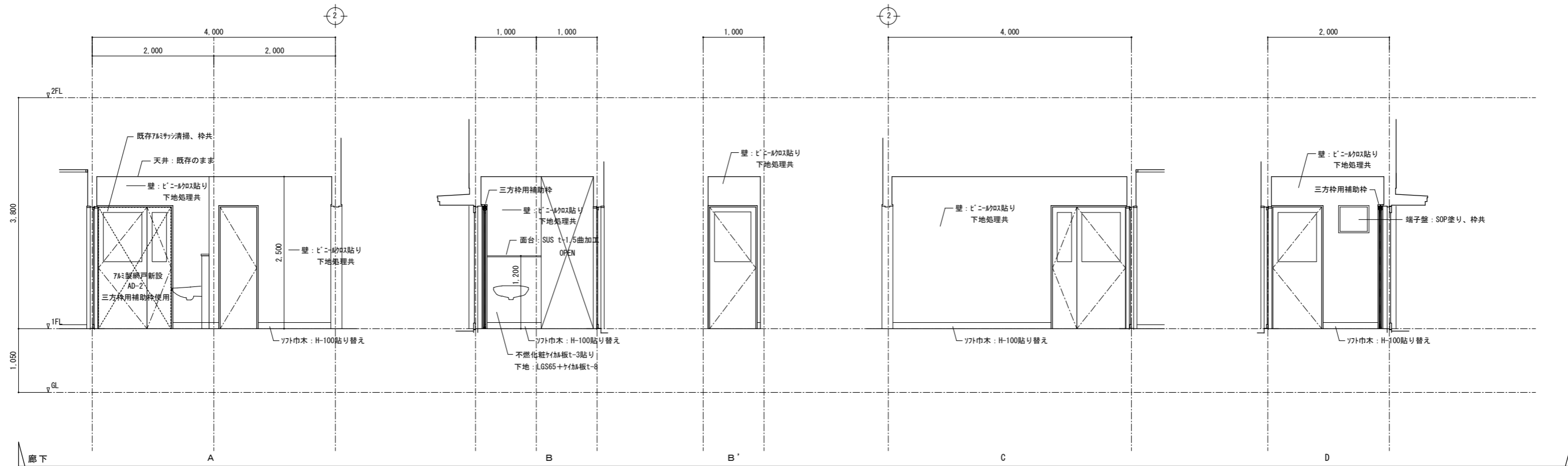


徳島県土木整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-022	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	撤去改修休憩室展開図	●縮尺	1/50	

廊下展開図 (既存)



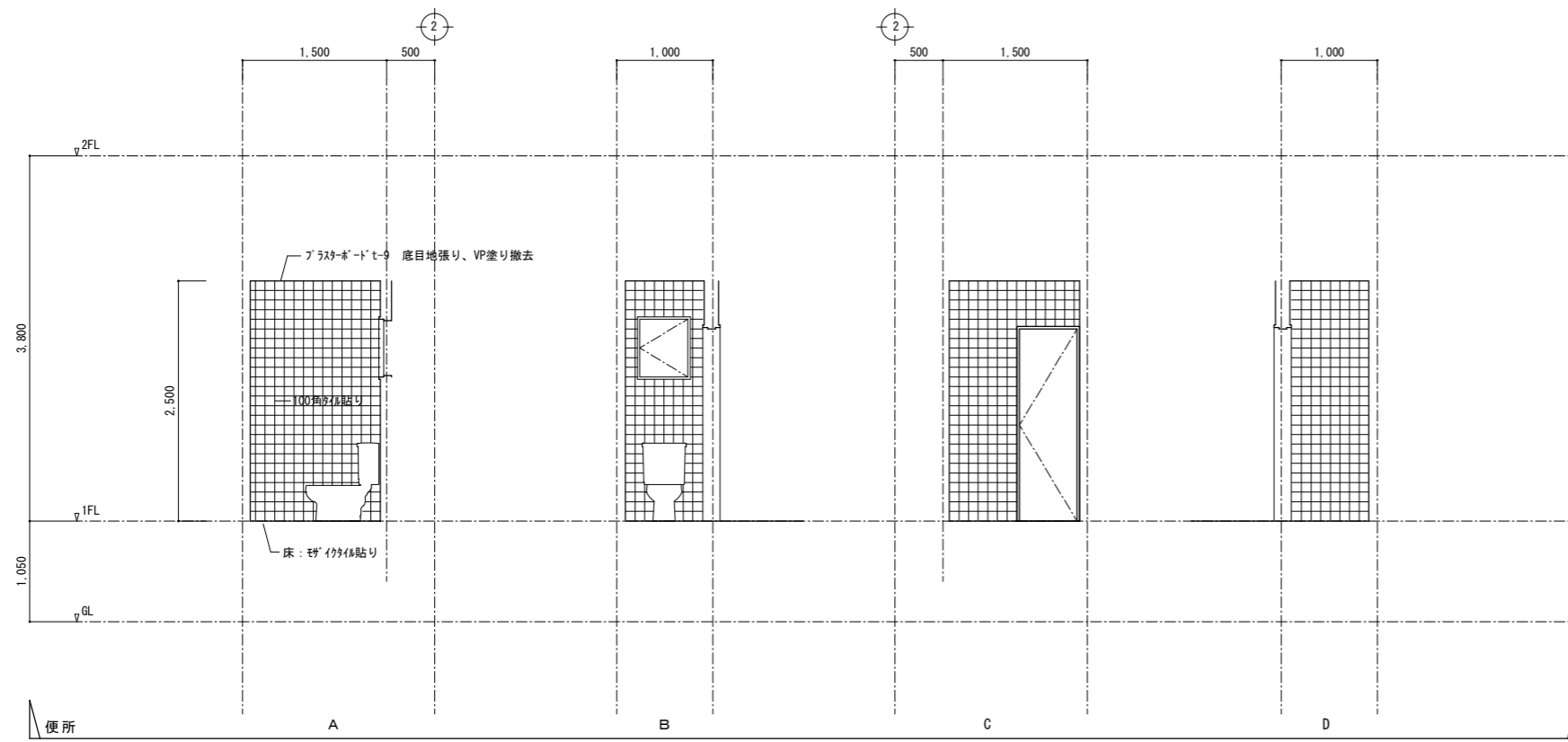
廊下展開図 (改修)



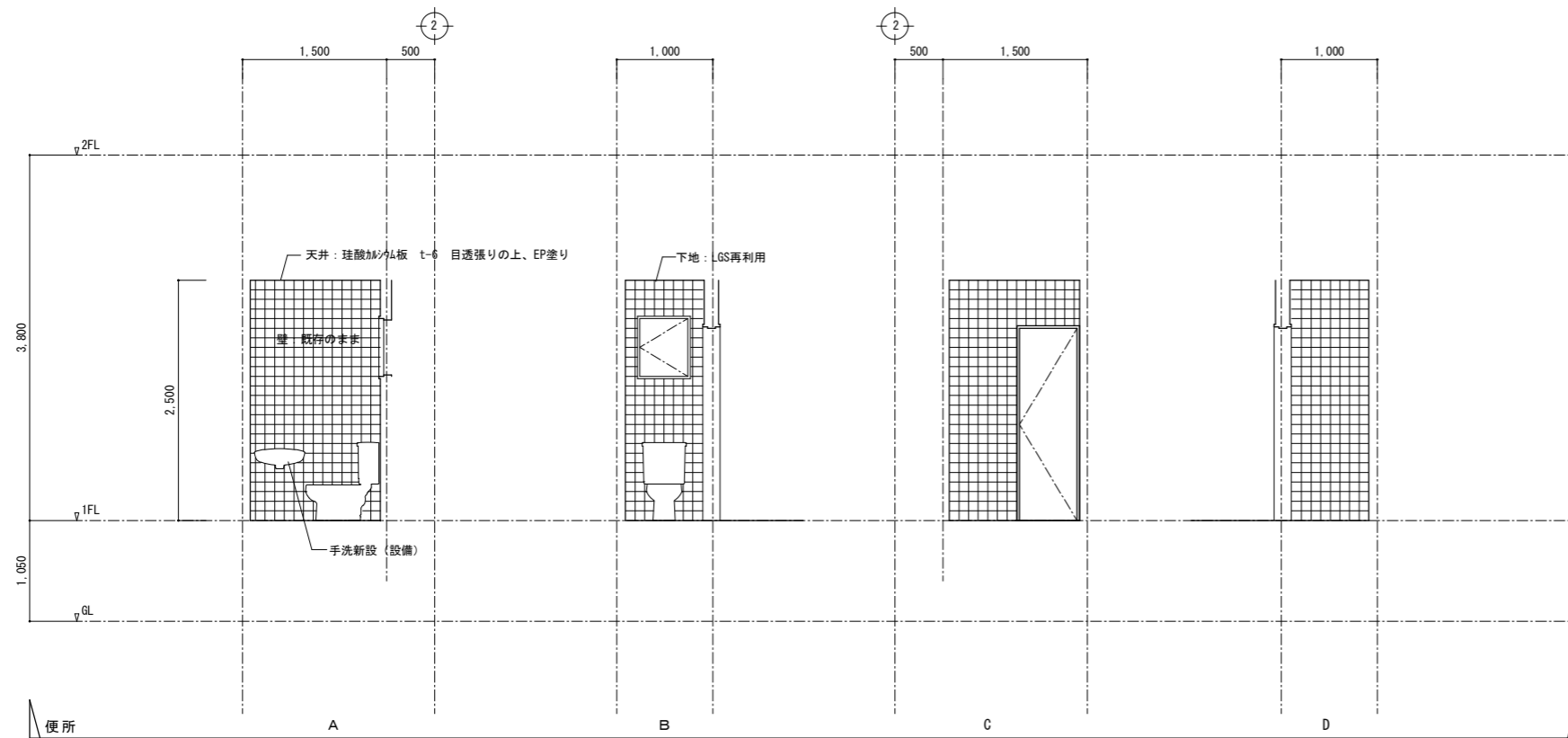
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-023	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	撤去改修廊下展開図	●縮尺	1/50	



便所展開図 (既存)



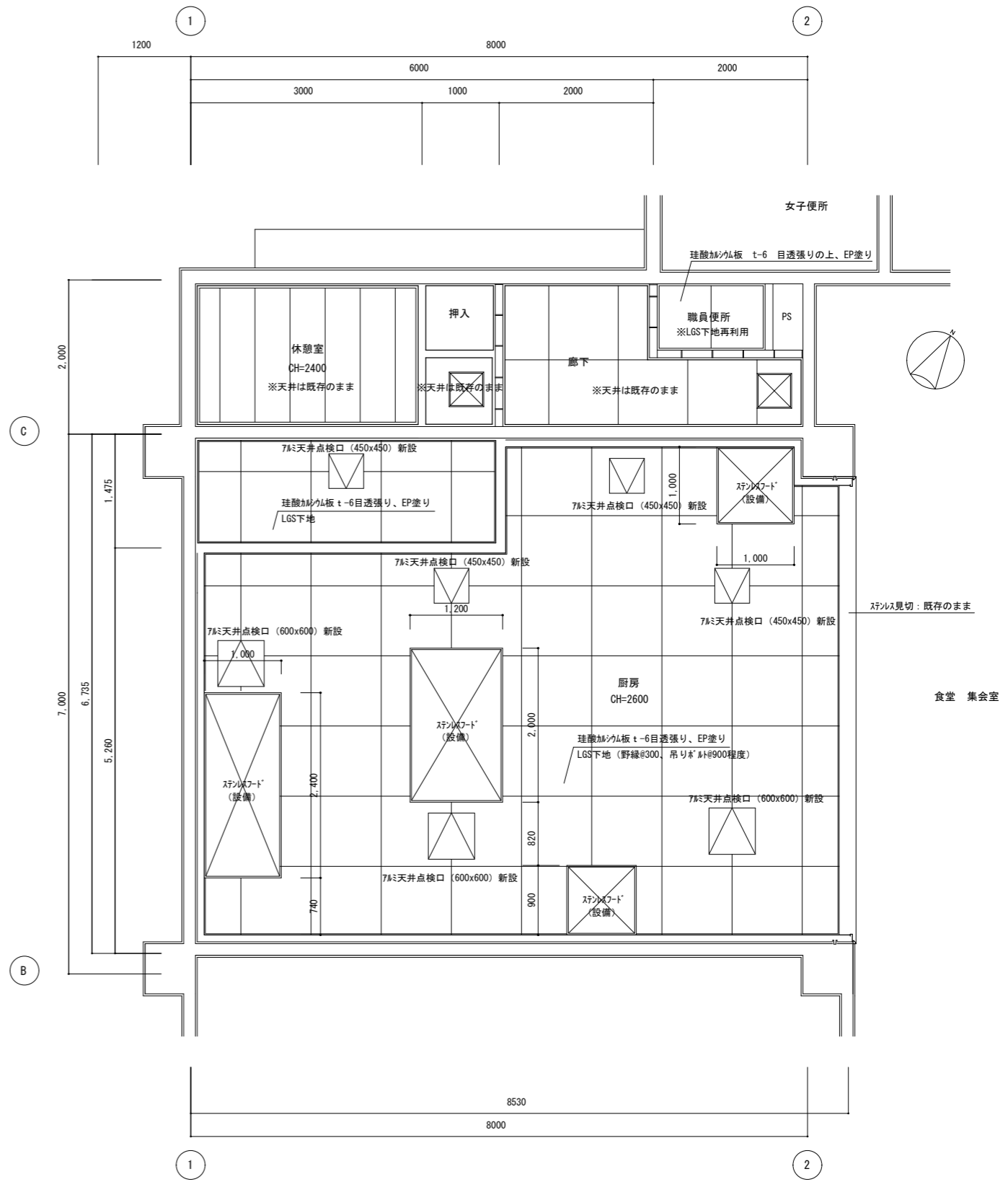
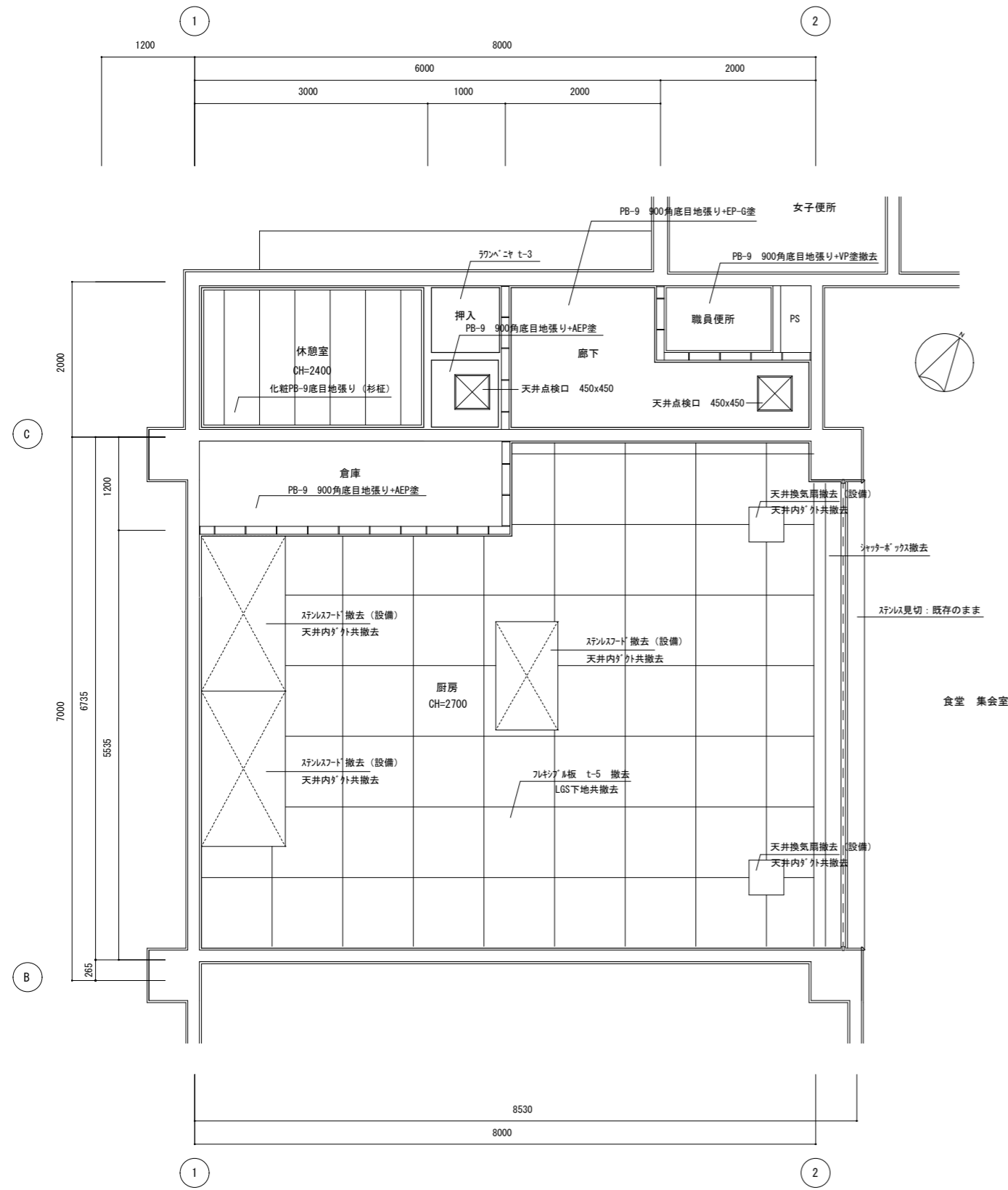
便所展開図 (改修)



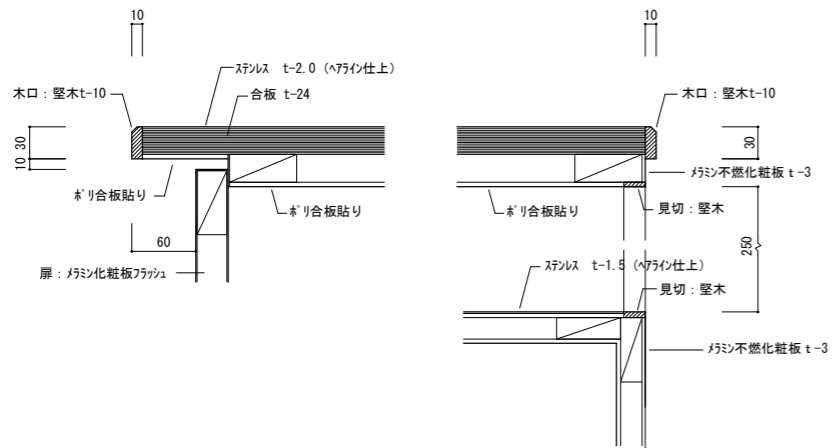
	●工事名 R3 宮織 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築 徳島県土整備部宮織課	●図面番号 B-024	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 撤去改修便所展開図	●縮尺 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

厨房廻り既存天井伏図（解体図）

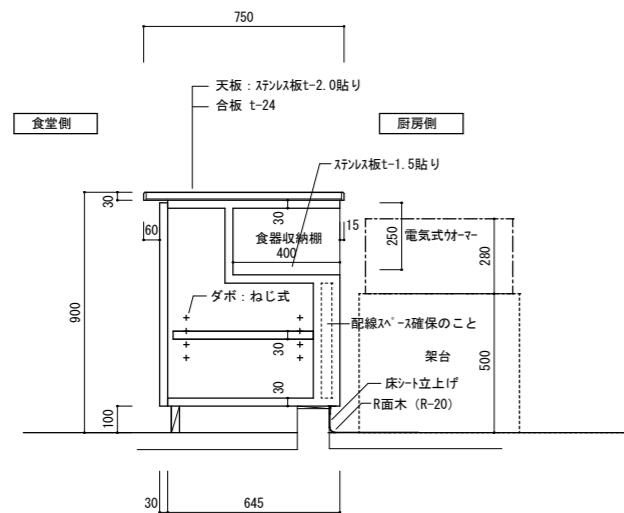
厨房廻り改修天井伏図



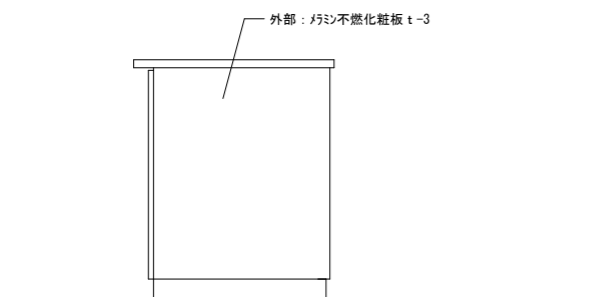
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-025	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	撤去改修厨房廻り天井伏図	●縮尺	1/50	



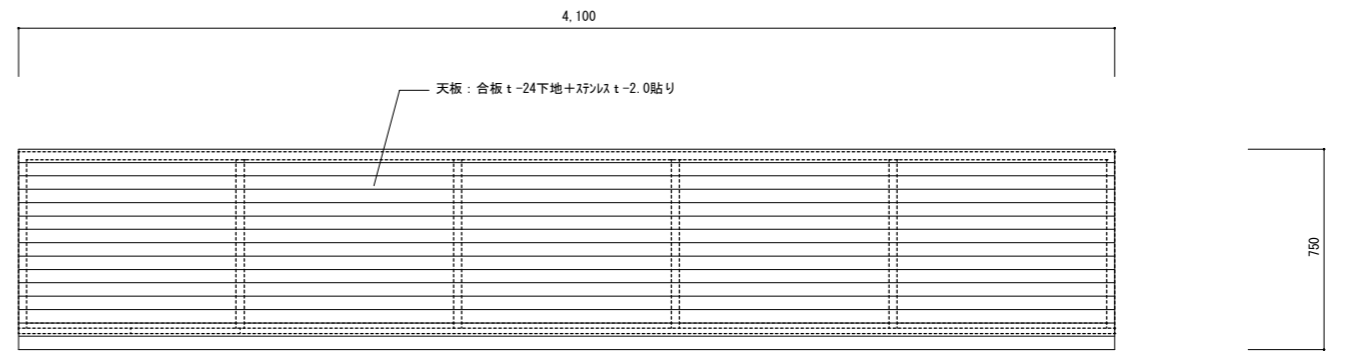
配膳カウンター天板詳細図 1/5



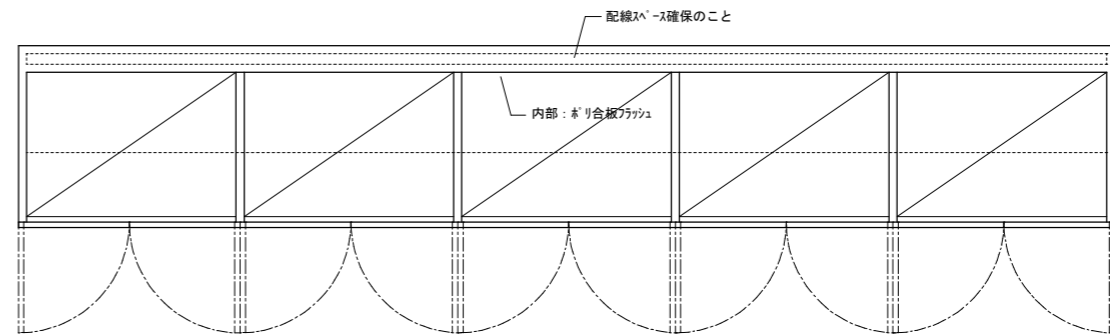
断面図 1/20



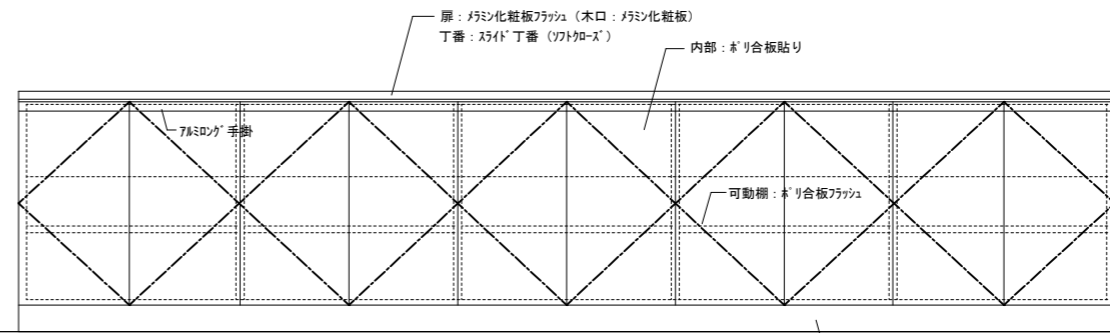
側面図 1/20



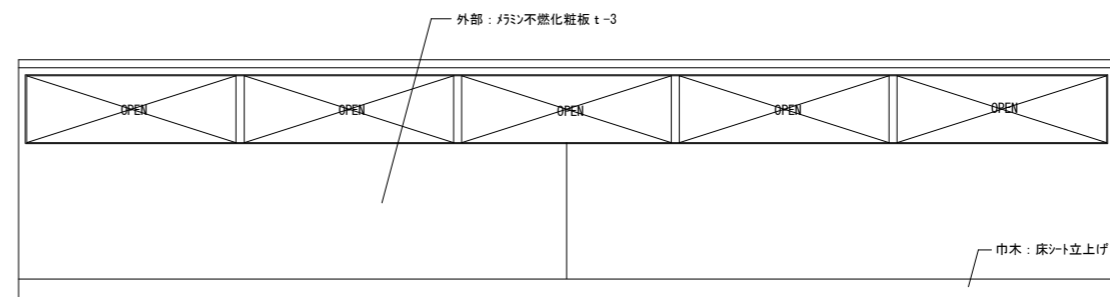
カウンター平面図 1/20



平面図 1/20

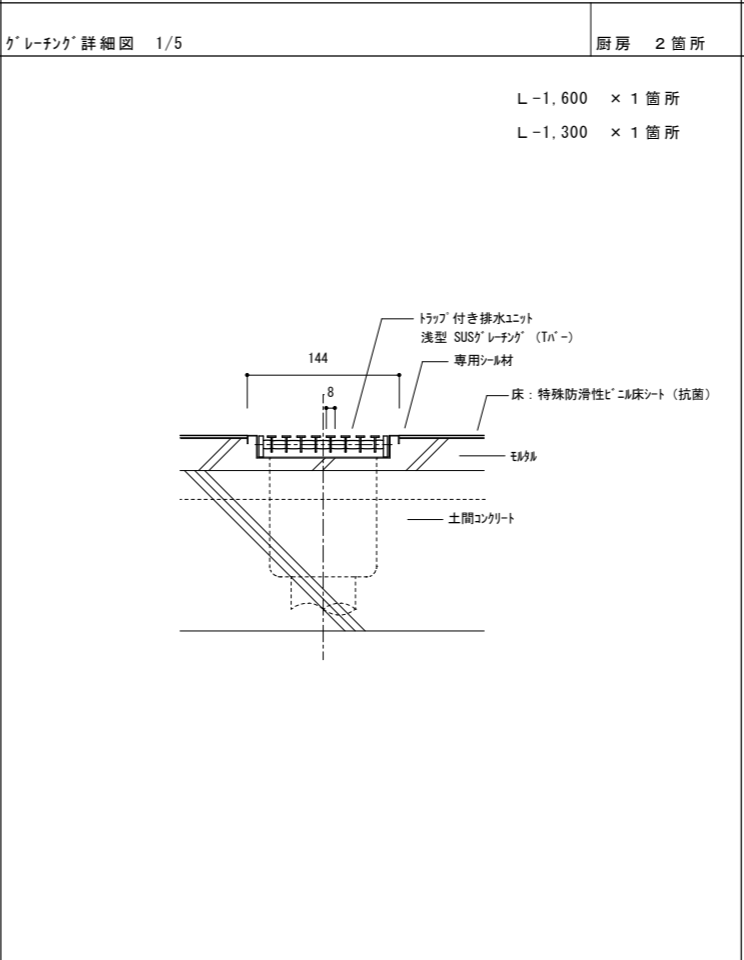
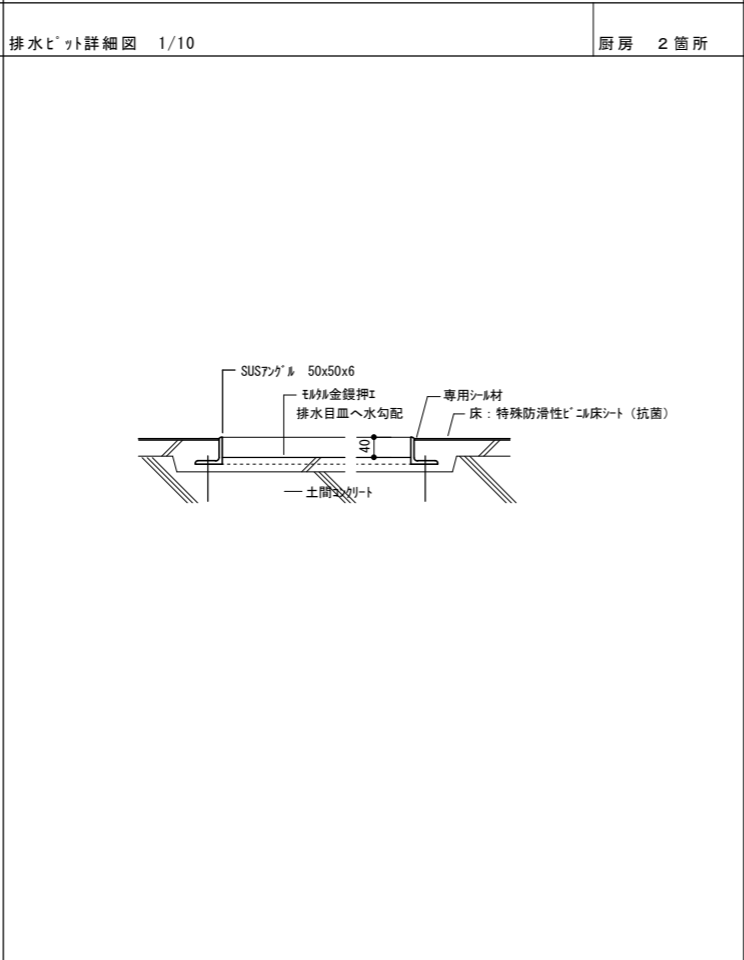
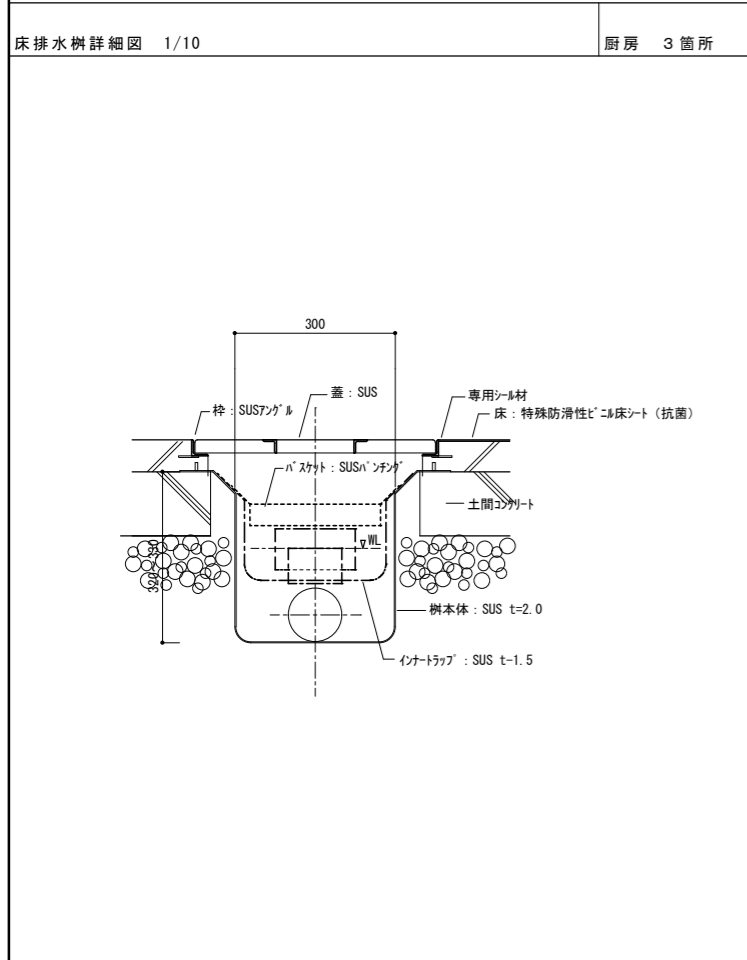
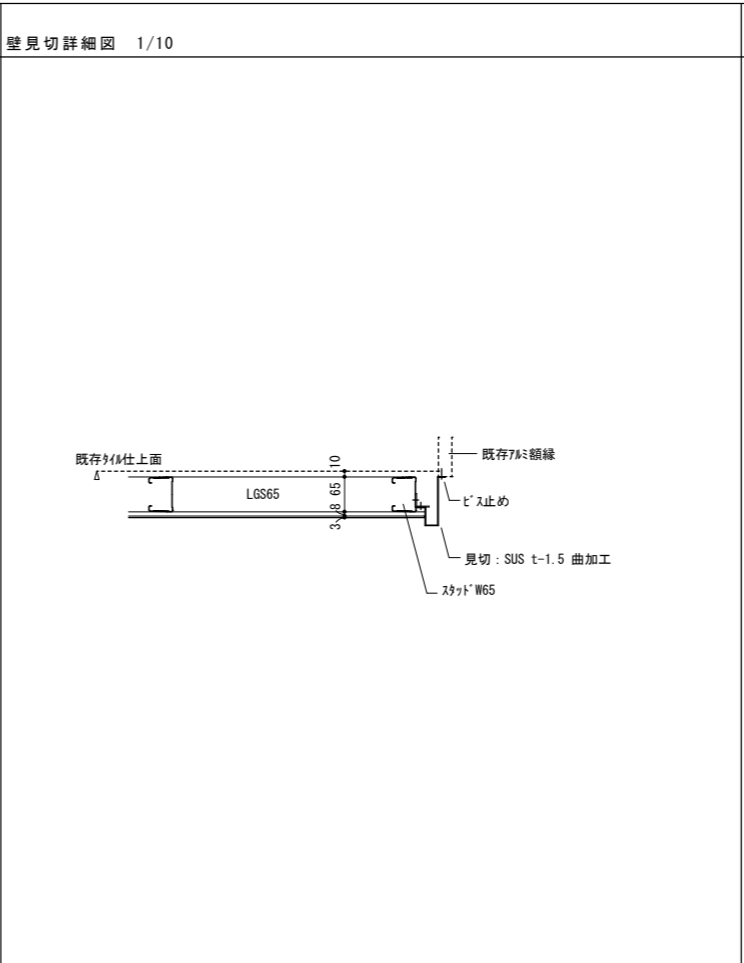
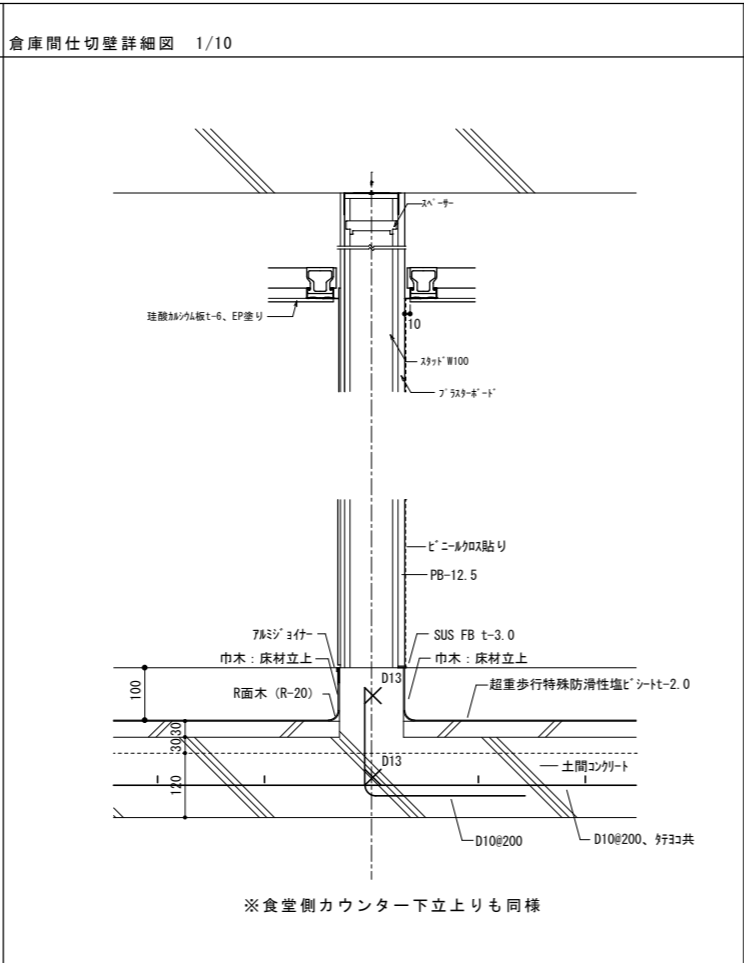
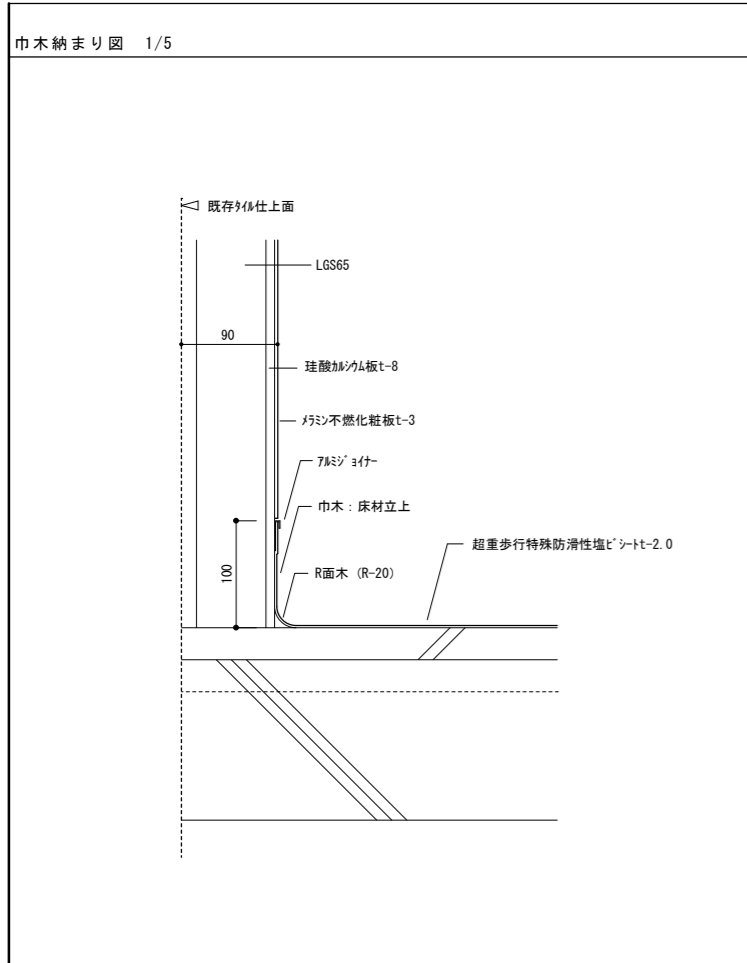


食堂側正面図 1/20



厨房側正面図 1/20

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-026	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	家具図	●縮尺	1/20、1/5	

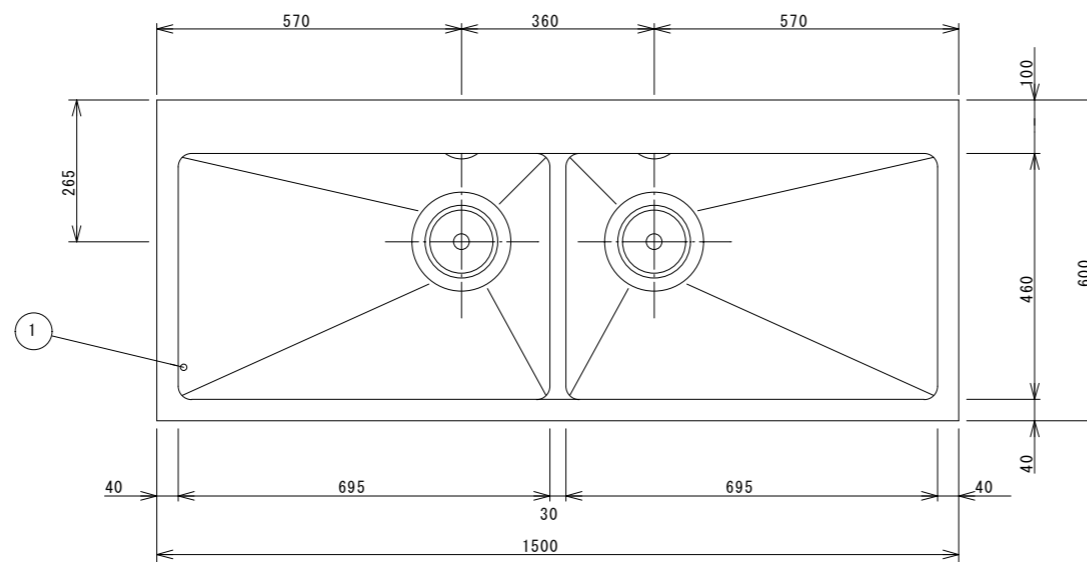


徳島県土整備部営繕課

●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築  
●図面名 部分詳細図

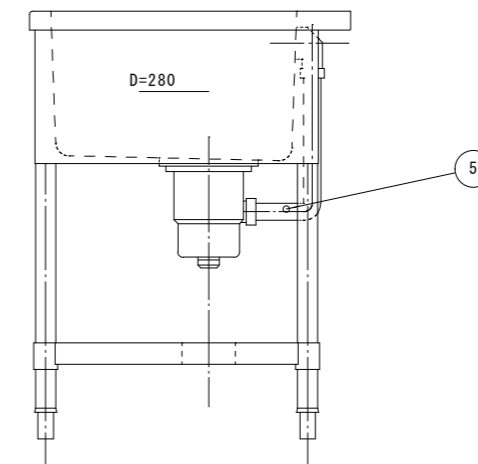
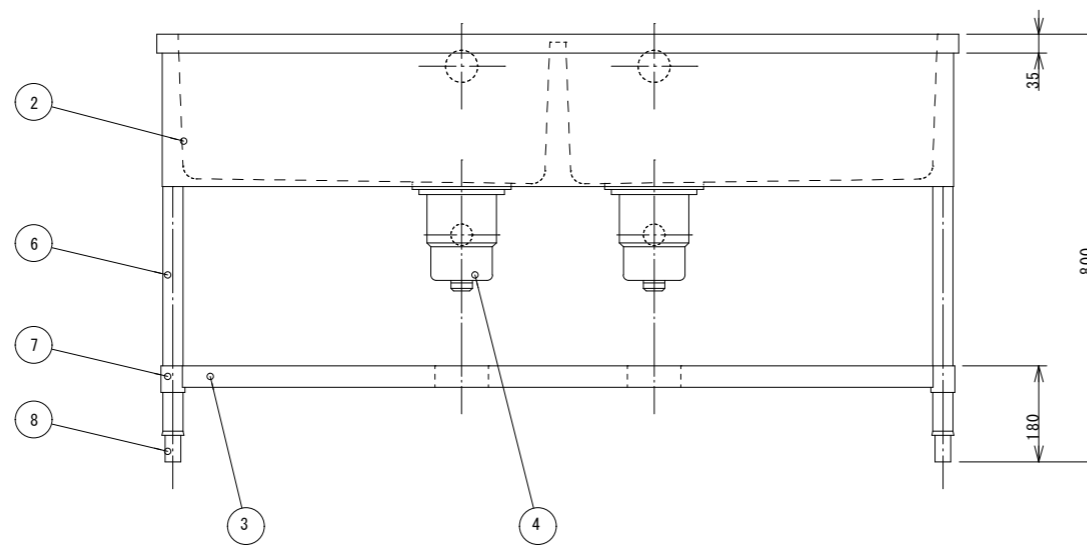
●図面番号 B-027  
●縮尺 1/10.5

有限会社 佐藤建築企画設計  
徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759  
管理建築士 板東 毅  
1級建築士登録 333704号

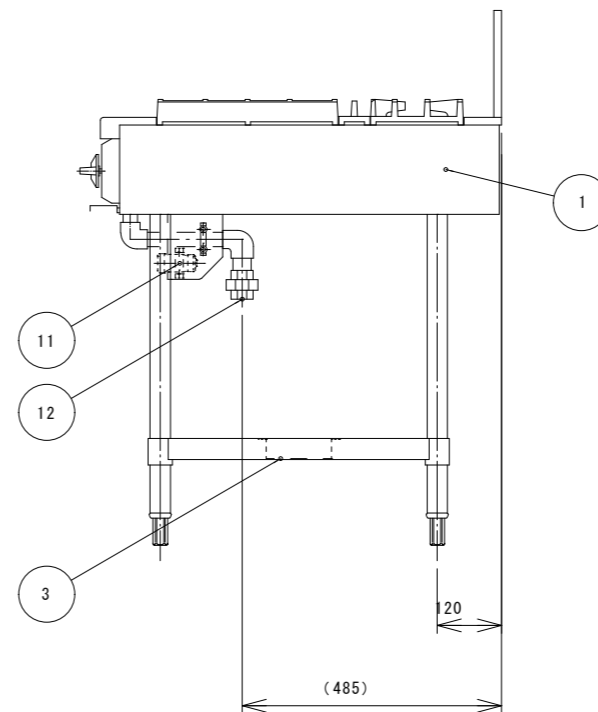
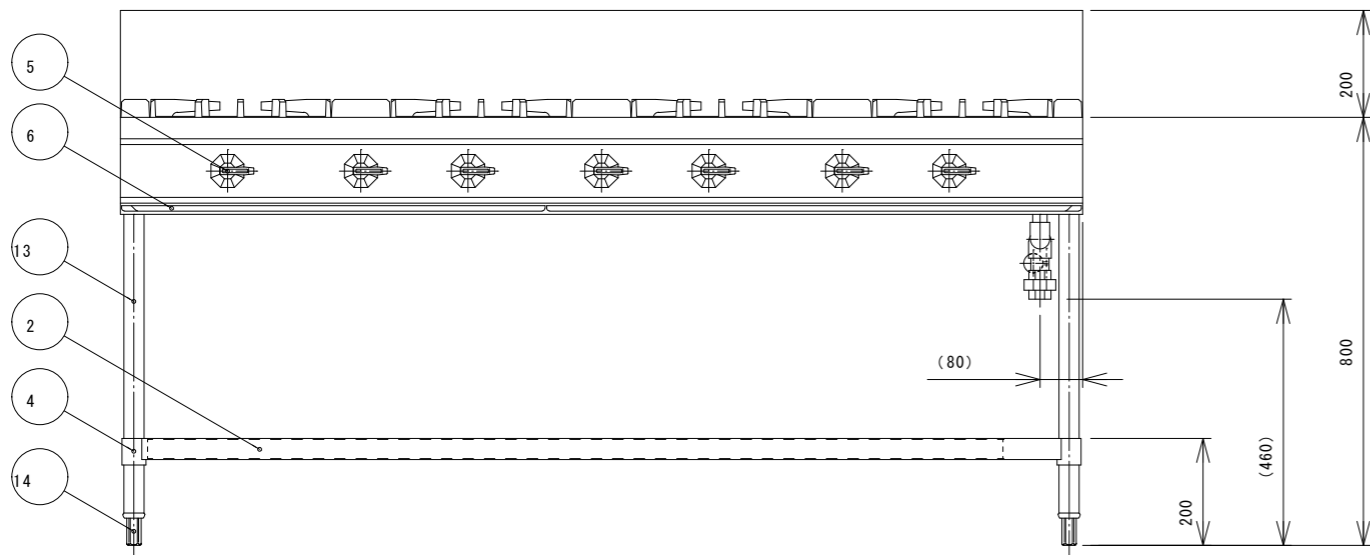
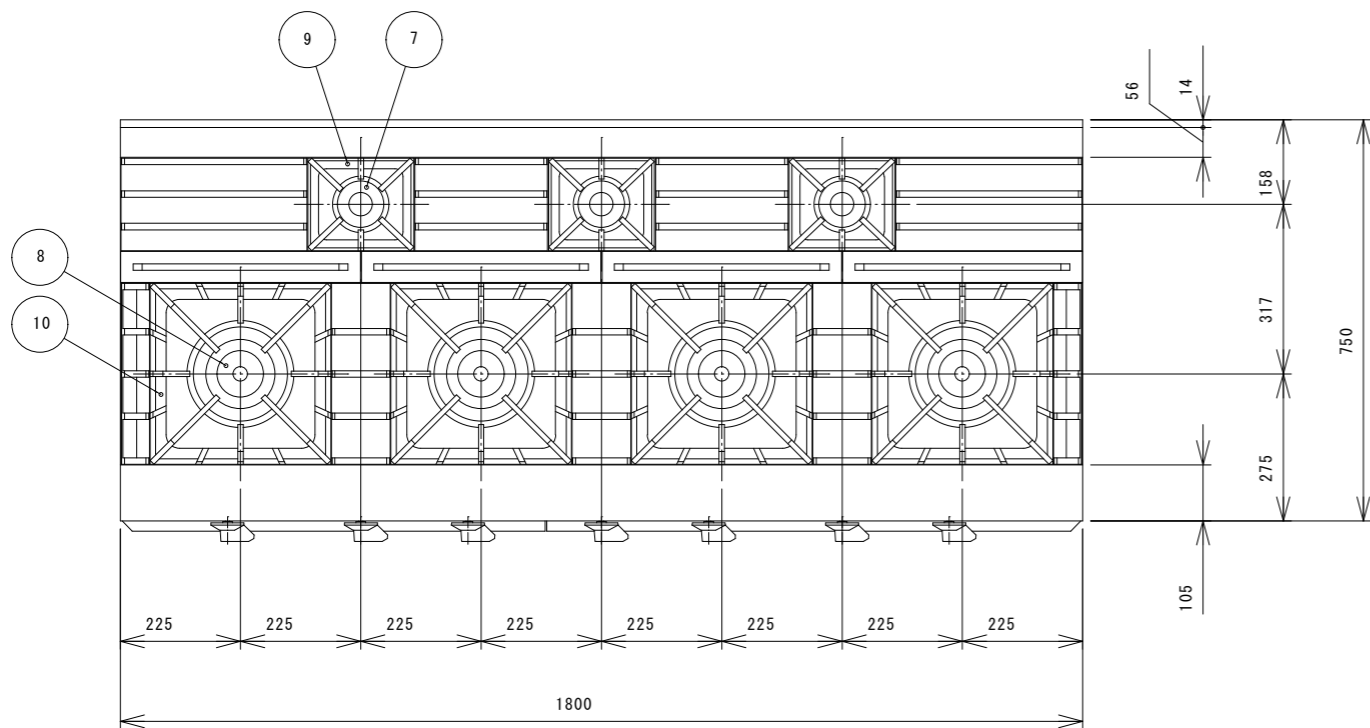


■ 仕様表

品名	二槽シンク		
型式			
外形寸法	W1,500×D600×H800 (mm)		
製品重量	41kg		
品番	部品名	材質	個数
1	甲板	SUS 430 No. 4仕上	1.0t
2	外装	SUS 430 No. 4仕上	1.0t
3	スノコ板	SUS 430 No. 4仕上	1.0t
4	排水トラップ	塩ビ φ180・接続口径50A	2
5	オーバーフローパイプ	塩ビ 丸型	2
6	脚部	SUS 304 38φ	4
7	スノココーナー	SUS 430 3.0t	4
8	アジャスト	SUS 430	4
備考			



	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-028	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 更新6 厨房機器 (参考図)	●縮尺 1/10	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



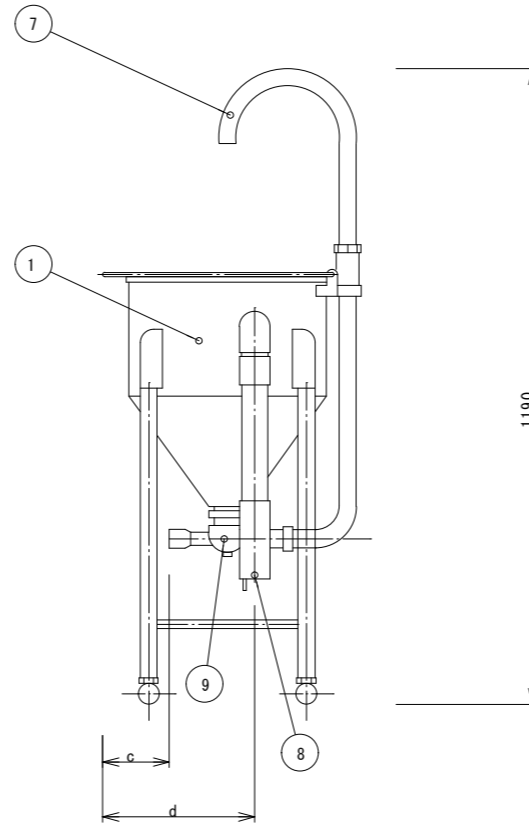
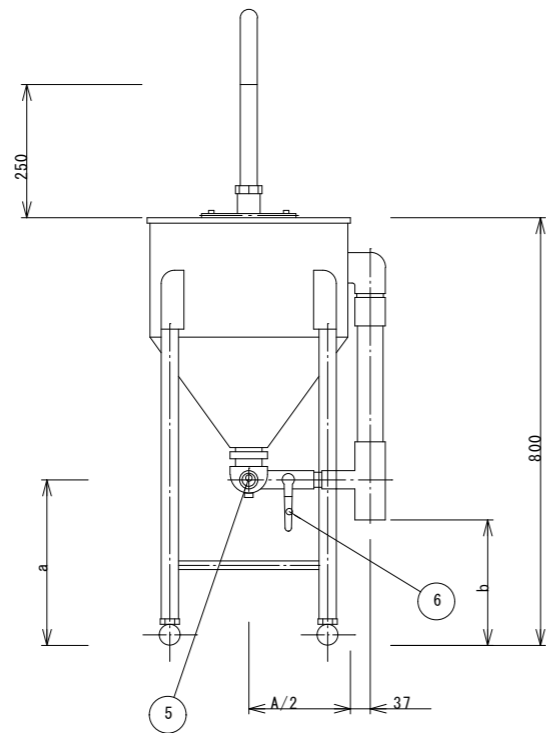
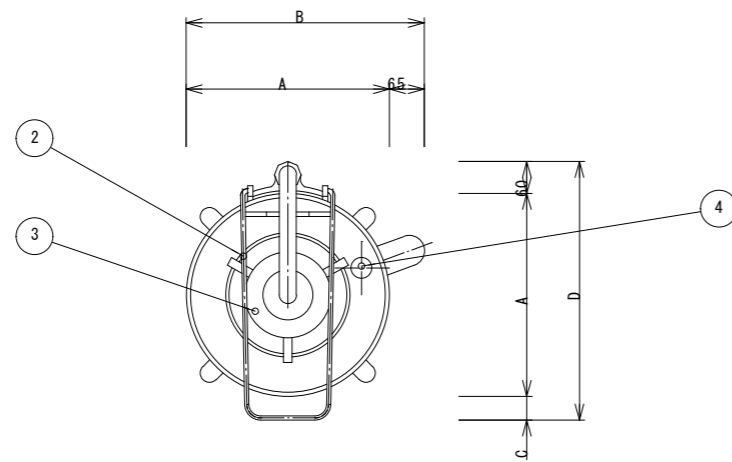
■ 仕様表

品名	ガステーブル		
型式			
外形寸法	W1800×D750×H800 (mm)		
製品重量	kg		
ガス消費量	都市ガス	LPガス	
	85.5kW (73500kcal/h)	75.2kW (539kg/h)	
立消え安全装置	---		
点火方式	連続スパーク点火		
品番	部 品 名	材 質	個 数
1	外装	SUS430 No.4 t1.0	
2	スノコ	SUS430 No.4 t1.0	1
3	スノコ補強	SUS430	1
4	スノココーナー	SUS430 t3.0	4
5	器具栓ツマミ	ABS樹脂	7
6	汁受け	SUS430	2
7	一重バーナ	FC φ90 5.2kW(4500kcal/h)	3
8	二重バーナ	FC φ190 17.4kW(15000kcal/h)	4
9	一重バーナ五徳	FC	3
10	二重バーナ五徳	FC	4
11	電池BOX	1.5V用	1
12	ガス接続口	1B(25A)ユニオン	1
13	パイプ脚	SUS304 φ38	4
14	アジャスト	SUS304	4
備 考	付属品：単2形乾電池×1		

可燃物からの離隔距離 (mm) 以上					
器体の周囲		器体上方の周囲			設置床面
側方	後方	側方	後方	上方	下地、仕上とも 不燃材
300	150	300	150	フード	

トッパーナー	ご使用最大鍋径
一重バーナー (φ90)	280 (mm)
二重バーナー (φ190)	420 (mm)

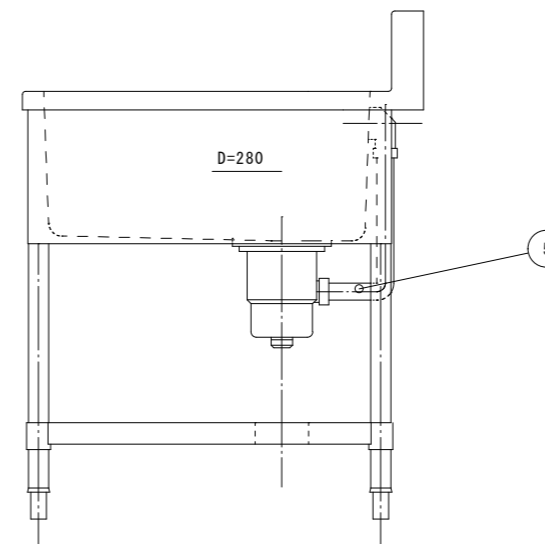
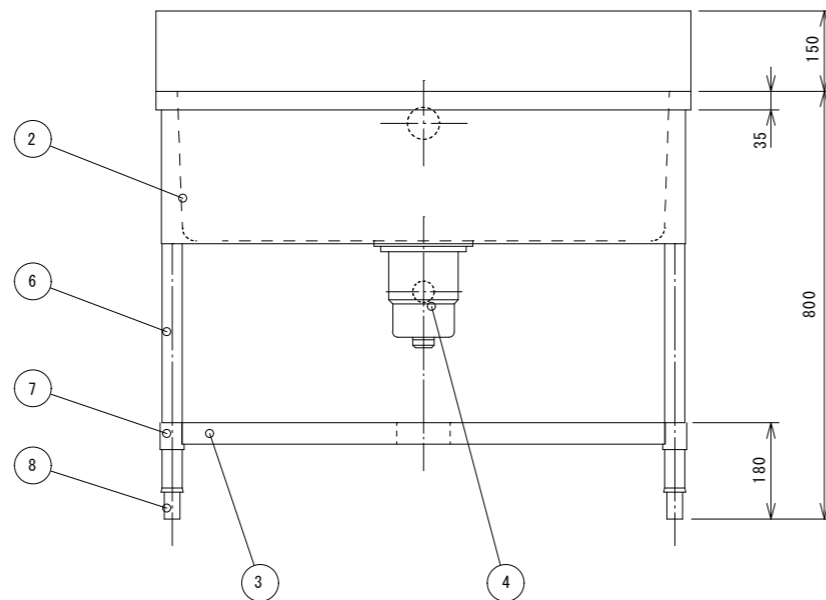
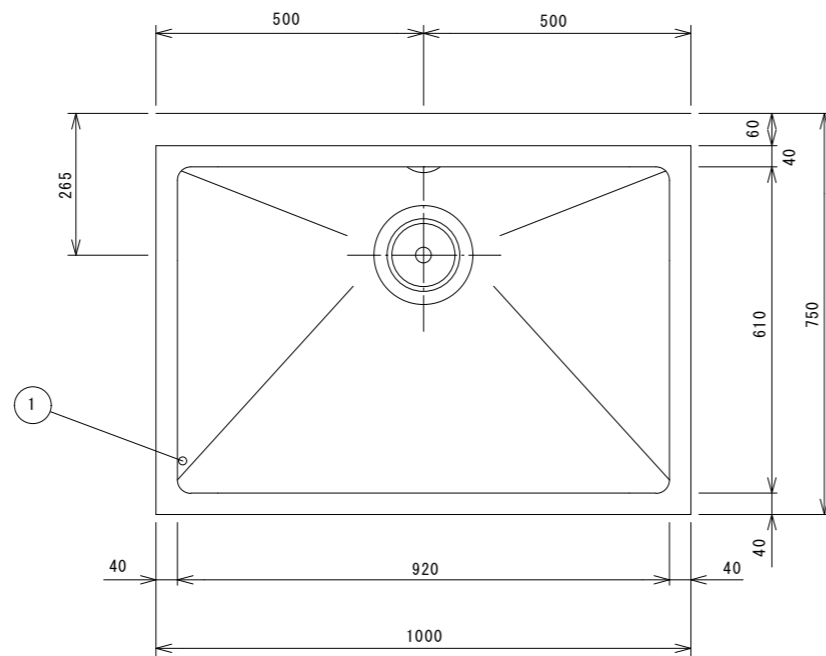
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号	B-029	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	更新8 厨房機器 (参考図)	●縮尺	1/10	



寸法	
A	380
B	445
C	45
D	485
a	310
b	235
c	125
d	285

■仕様表

品名	水圧洗米器	
型式		
外形寸法	W380φ×H800 (mm)	
洗米能力	14kg (1斗)	
使用条件	水圧 0.5~0.8kg/cm	
外装	SUS-430 No. 4仕上げ 1.0t	
重量	20kg	
品番	部品名	材質
1	外装	SUS 430 No. 4仕上 1.0t
2	ザル受け	
3	洗米リング	
4	オーバーフローリング	
5	給水口	20A内ネジ
6	排水ハンドル	
7	落水パイプ	32φ
8	排水口	40A
9	圧水器 (ノズル)	アルマイト
備考		



■ 仕様表

品名	下膳用一槽シンク		
型式			
外形寸法	W1000×D750×H800 (mm)		
製品重量			
品番	部 品 名	材 質	個 数
1	甲板	SUS 430 No. 4 仕上	1.0 t
2	外装	SUS 430 No. 4 仕上	1.0 t
3	スノコ板	SUS 430 No. 4 仕上	1.0 t
4	排水トラップ	塩ビ φ180・接続口径50A	1
5	オーバーフローパイプ	塩ビ 丸型	1
6	脚部	SUS 304 38φ	4
7	スノココーナー	SUS 430 3.0 t	4
8	アジャスト	SUS 430	4
備考			

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築

●図面番号 B-031

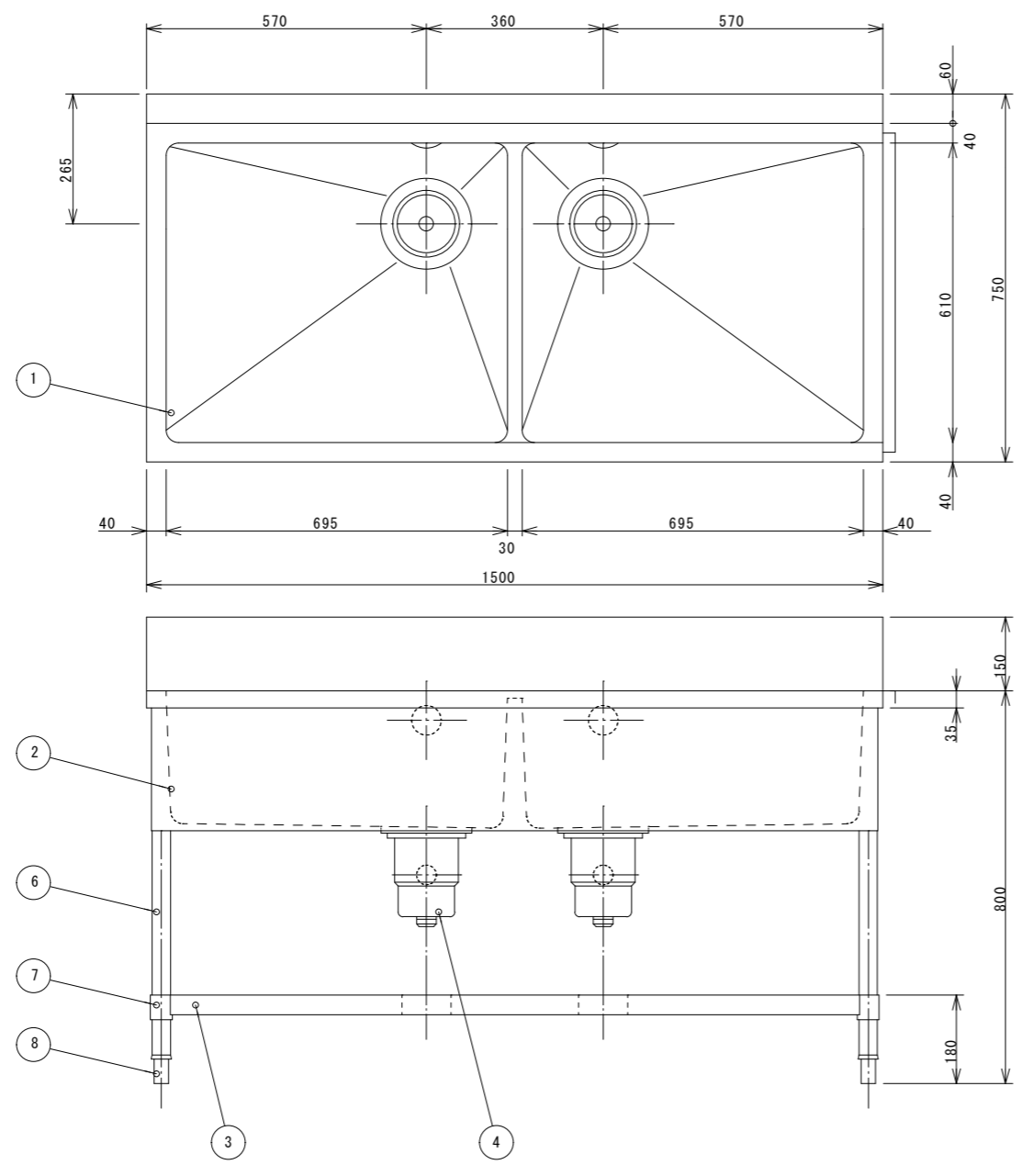
有限会社 佐藤建築企画設計  
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759

●図面名 更新12 厨房機器 (参考図)

●縮尺 1/10

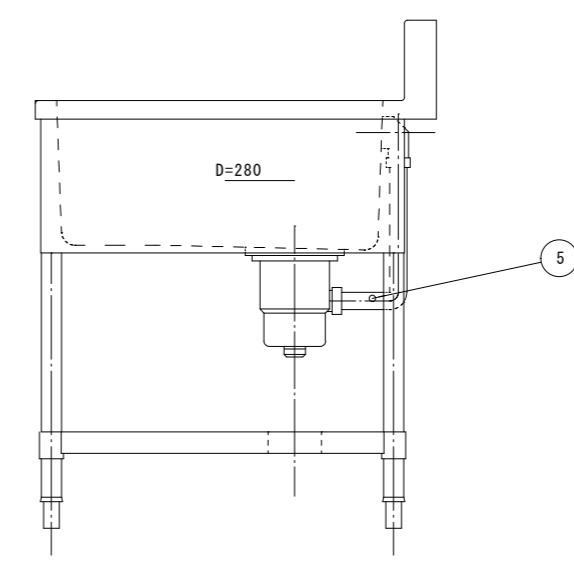
管理建築士 板東 毅  
1級建築士登録 333704号

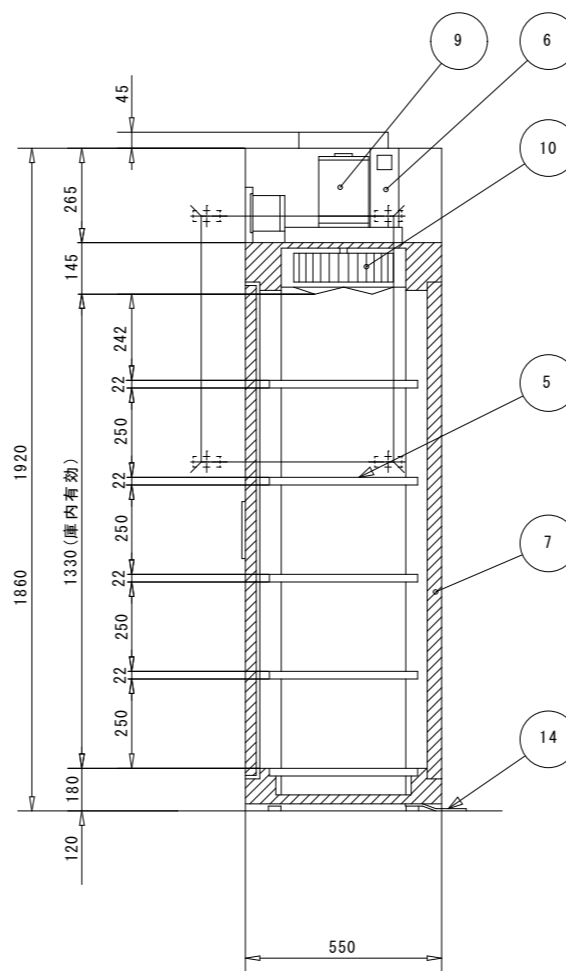
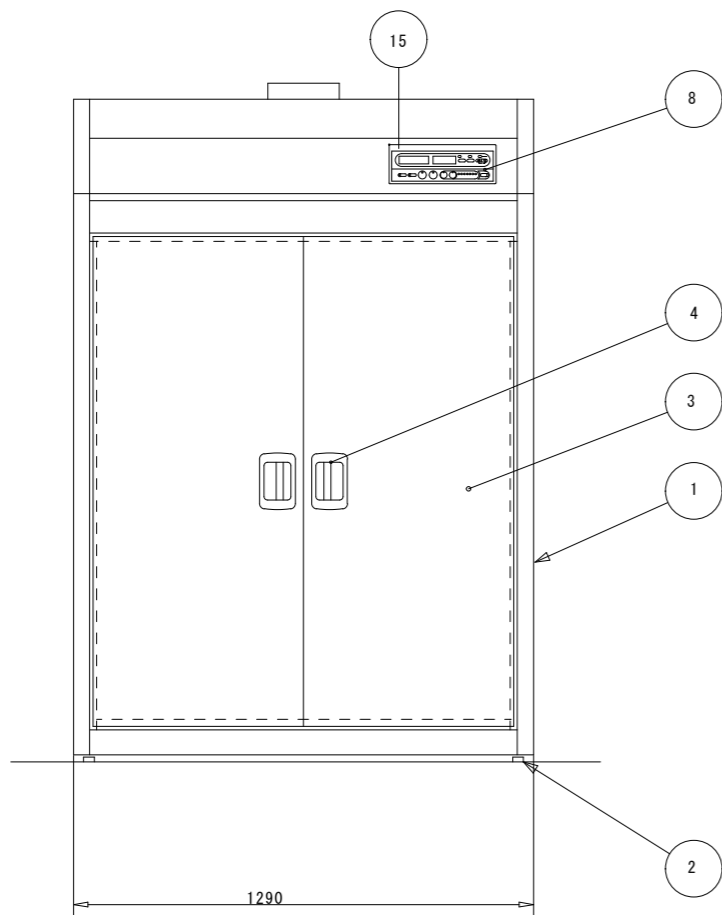
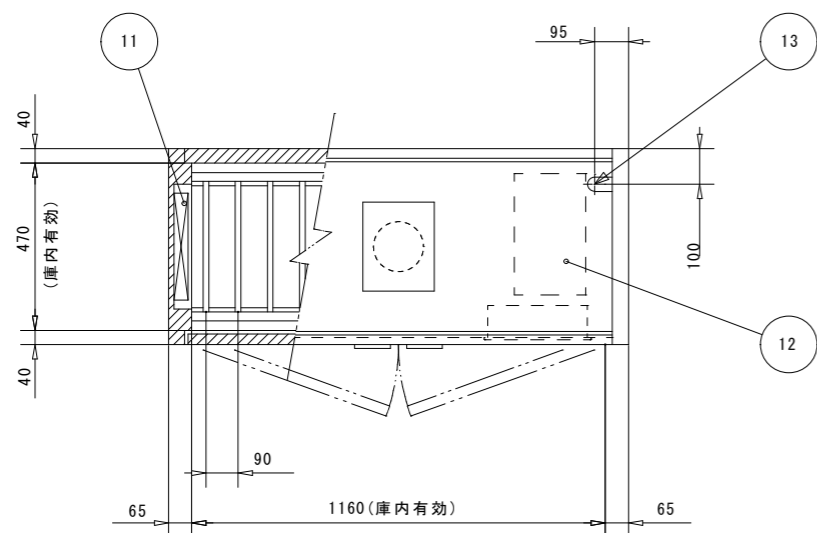




■ 仕様表

品名	二槽シンク		
型式			
外形寸法	W1500×D750×H800 (mm)		
製品重量			
品番	部品名	材質	個数
1	甲板	SUS 430 No. 4 仕上	1.0 t
2	外装	SUS 430 No. 4 仕上	1.0 t
3	スノコ板	SUS 430 No. 4 仕上	1.0 t
4	排水トラップ	塩ビ φ180・接続口径50A	2
5	オーバーフローパイプ	塩ビ 丸型	2
6	脚部	SUS 304 38φ	4
7	スノココーナー	SUS 430 3.0 t	4
8	アジャスト	SUS 430	4
備考			





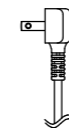
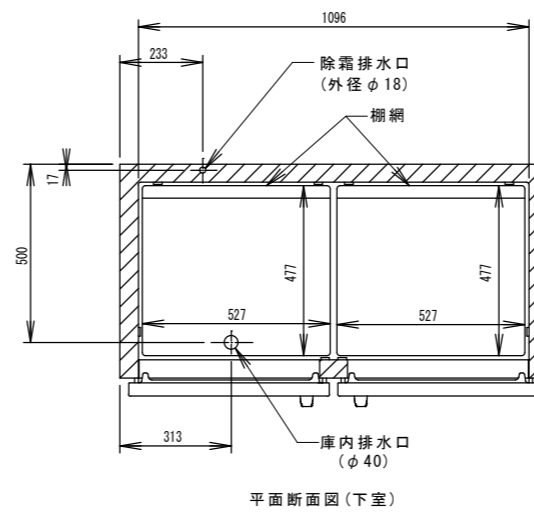
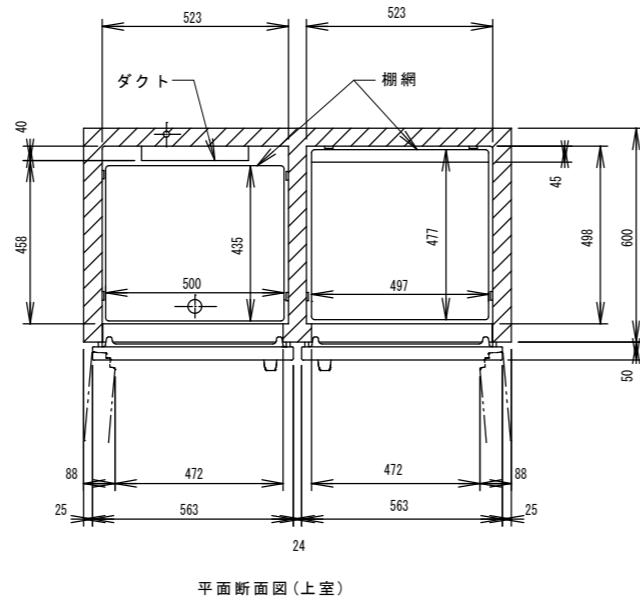
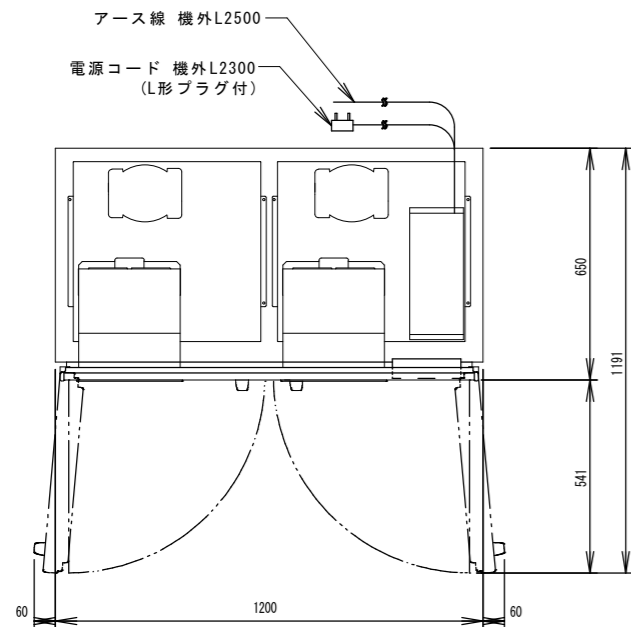
No	名称	数	備考
1	本体	1	SUS430
2	アジャストボルト	4	SUS304
2	アジャスト脚	4	SUS304
3	扉	2	SUS430
4	扉ハンドル	2	ZDC シルバーメイ焼付塗装
5	棚	5	SUS430 自在棚ピッチ34mm
6	自動排気ダンパ	1	温度感知
7	断熱材	1	グラスウール
8	コントロールパネル	1	マイコンサーモ、残時間表示付
9	ファンモートル	1	
10	羽根	1	シロッコ型 アルミニウム・アルマイト処理
11	ヒーア[ユニット]	2	SUS304
12	制御盤	1	
13	電源接続口	1	
14	脚固定金具	2	
15	メモリーカード挿入口	1	オプション

メモリーカード:運転履歴(唄)状況,異常等)の記述@能  
(MMCスロットとパソコン専用ソフトが別途必要となります。)

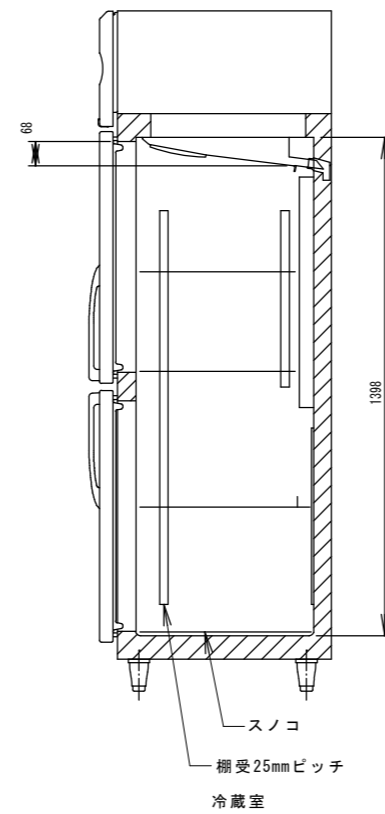
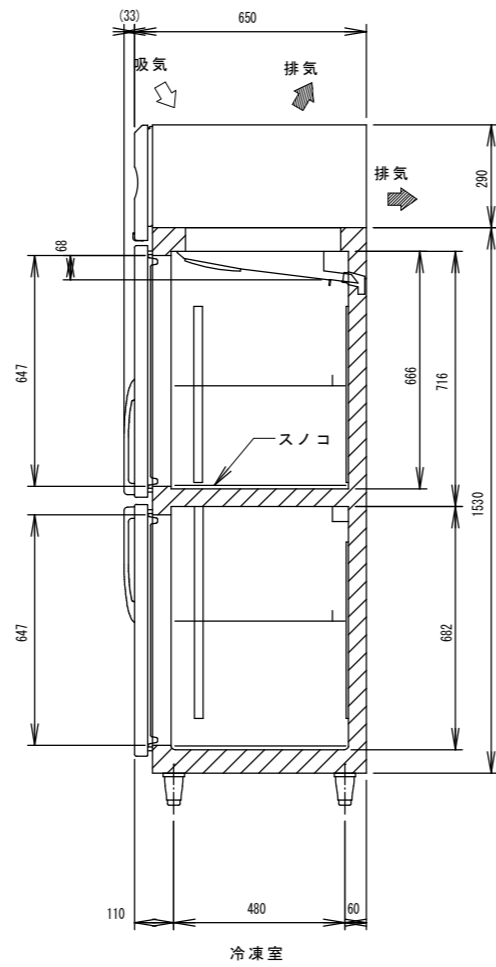
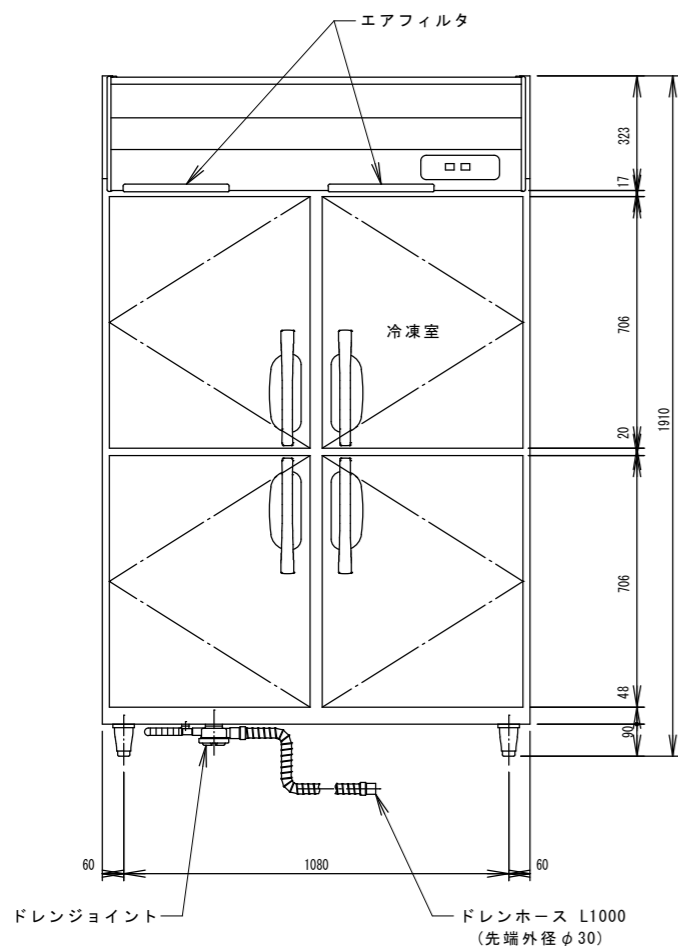
■仕様表

品名	移動台		
外形寸法	W600×D750×H800 (mm)		
品番	部 品 名	材 質	個数
1	甲板	SUS430 No.4 t1.2	
2	外装	SUS430 No.4 t1.0	
3	スノコ板	SUS430 No.4 t1.0	
4	脚部	SUS304 φ38	4
5	スノココーナー	SUS430 t3.0	4
6	自在キャスター	φ75 ストッパー付	2
7	自在キャスター	φ75	2
備考	※キャスターストッパーは対角に取付		

電源	3相 200V
定格周波数	50/60Hz
電流値	20.5A
定格消費電力	6.75kW
ファンモートル	0.75kW
ヒーイ・ット	6.0kW
電収容数	15個(別途) A I H O製 中箆 390X360X200(mm)



L形プラグ形状



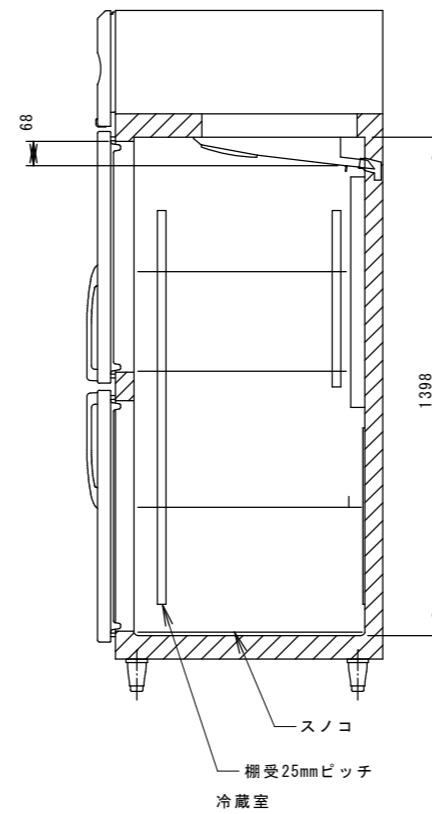
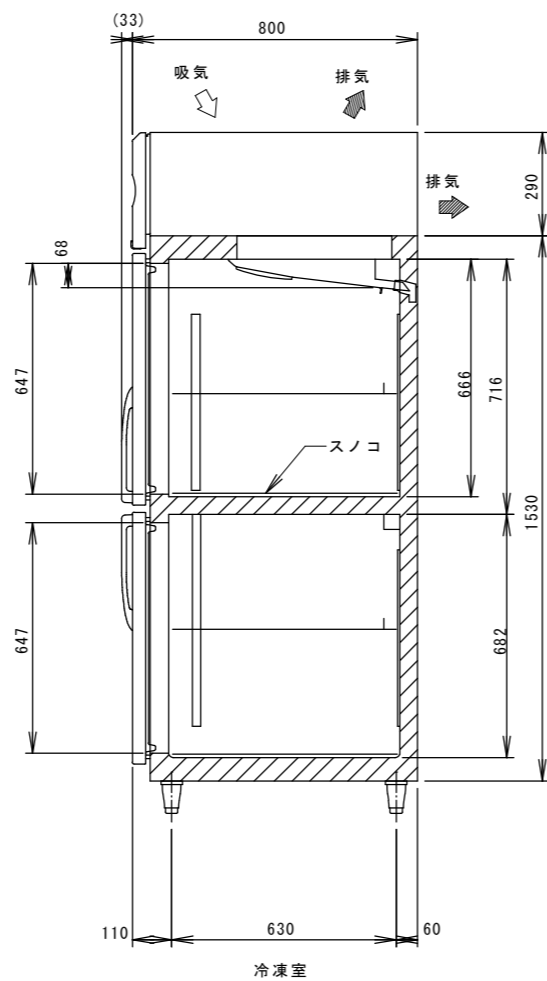
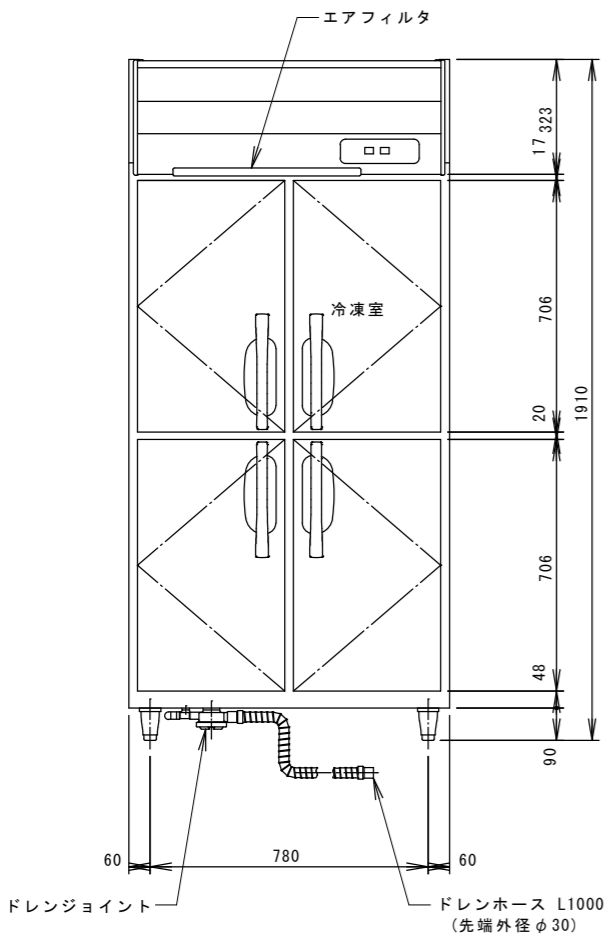
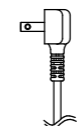
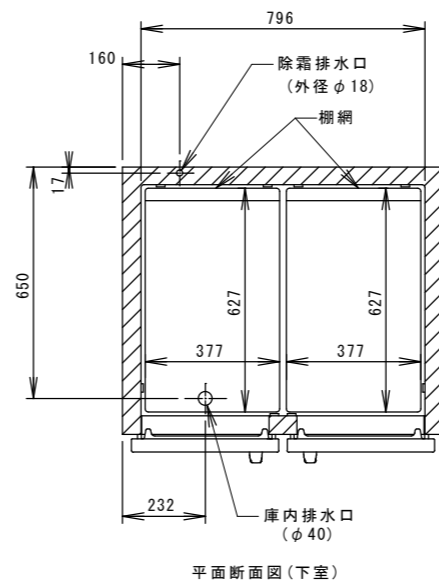
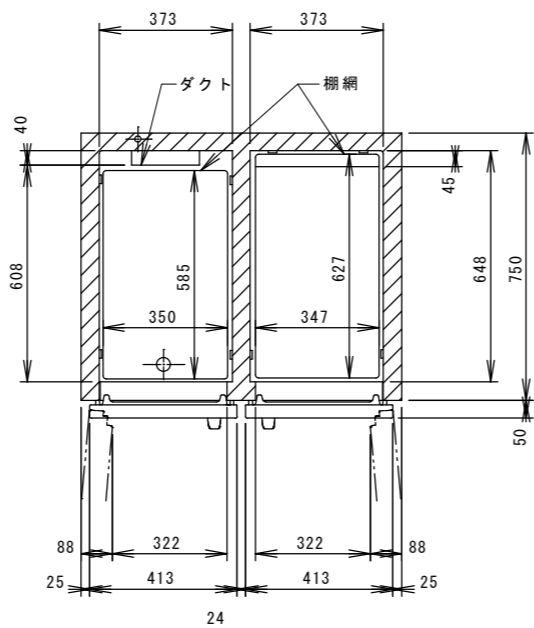
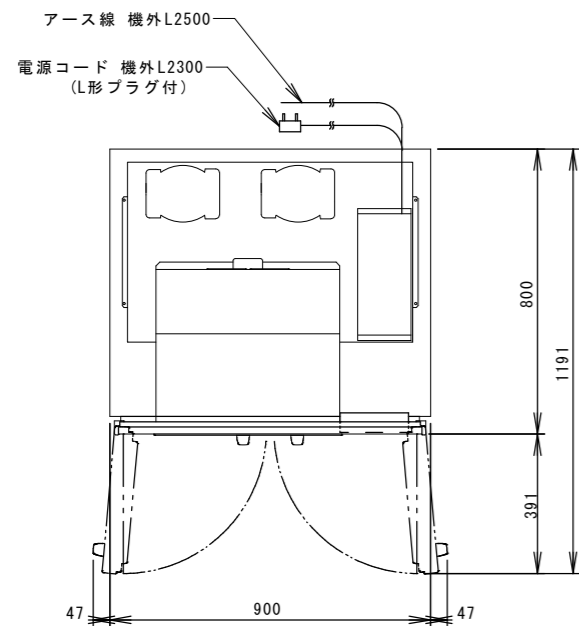
製品名	業務用冷凍冷蔵庫
形名	
電源	単相 100V 50/60Hz 容量0.80kVA(8.0A)
電流	運転電流 3.8/3.5A 電動機定格電流 3.4/3.1A 始動電流 18/17A
消費電力	電動機定格消費電力 270/285W(力率79/91%) 電熱装置定格消費電力 594W 冷却時消費電力 313/328W 霜取時消費電力 594/594W
年間消費電力量	1160kWh/年
放熱量	590/630W
電源コード	2.3m(L形プラグ付)
定格内容積	総内容積766L(冷蔵室589L、冷凍室177L)
外形寸法	幅1200×奥行650×高さ1910(～1940)mm
内形寸法	冷蔵室：幅523×奥行458×高さ716mm 幅1096×奥行498×高さ682mm 冷凍室：幅523×奥行498×高さ666mm
外装	ステンレス鋼板、亜鉛鋼板(後板、底板) フッ素プレコートステンレス鋼板(フロントパネル・扉)
内装	ステンレス鋼板、ABS樹脂
断熱材	硬質ポリウレタン一体発泡
冷却方式	強制対流式
除霜方式	冷蔵室：ヒータ式、オフサイクル式自動選択 冷凍室：ヒータ式
圧縮機	冷蔵室：全密閉形 出力140W(一定速) 冷凍室：全密閉形 出力180W(インバータ)
凝縮器	フィン&チューブ形 強制空冷式
冷却器	フィン&チューブ形
冷媒	R134a
庫内温度制御	冷蔵室：マイコン制御(デジタル温度表示)-6～12℃調節可能 冷凍室：マイコン制御(デジタル温度表示)-25～-7℃調節可能
除霜制御	マイコン制御
電気回路保護	漏電遮断器(過電流保護付)、アース線
冷媒回路保護	冷蔵室：モータプロテクタによる圧縮機停止(自動復帰) 冷凍室：ケースサーモによる圧縮機停止(自動復帰)
脚	樹脂製90～120mm調整可能
柵網	柵網(5枚)+スノコ(3枚)
製品質量	140kg(梱包時 146kg)
梱包	簡易ダンボール梱包 幅1270×奥行740×高さ1980mm
付属品	ドレンジョイント一式、ドレンホース2本
使用条件	周囲温度5～35℃ 電圧変動：定格電圧の±10%以内

※仕様・外観につきましては、改良のため予告なく変更することがあります。

- 設置条件について  
場所、給排水、電源等は取扱説明書・据付工事説明書に従って正しく行ってください。  
また、本体設置スペースは、設置条件により若干異なることがありますので、10mm程度余裕をとってください。  
(給排気スペース・配管スペース等は本体設置スペースとは別に確保が必要です。)
- 放熱量は、周囲温度30℃における最終到達温度の時の値です。
- 元プレーカー容量は15A 125Vです。  
必ず専用回路(過負荷・短絡保護あり)を使用してください。

消費電力量について  
・年間消費電力量は、JIS B8630(2009年版)で決められた測定方法と計算方法において得られた値を表示しております。  
・消費電力量は、付加機能(オプション)のない標準品により表示しております。  
付加機能(オプション)を追加した製品は消費電力量が増加する場合があります。

徳島県土整備部管轄課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-034	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 更新15 厨房機器(参考図)	●縮尺 1/15	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



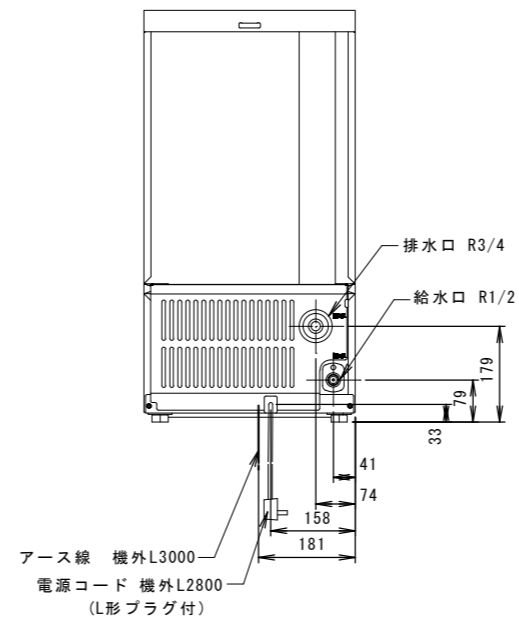
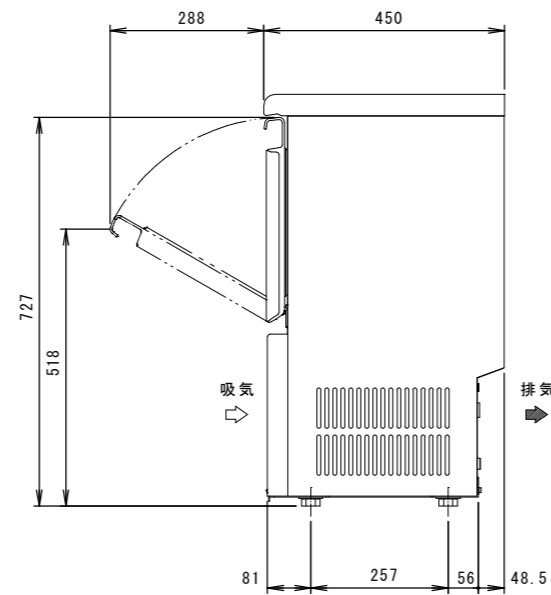
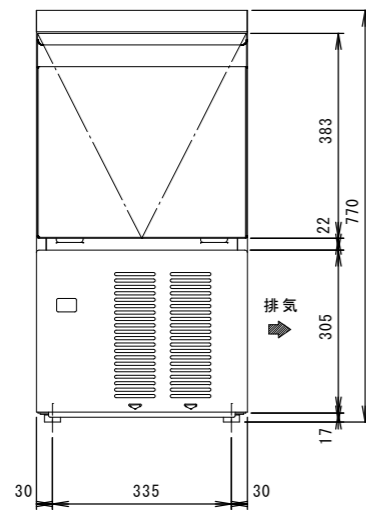
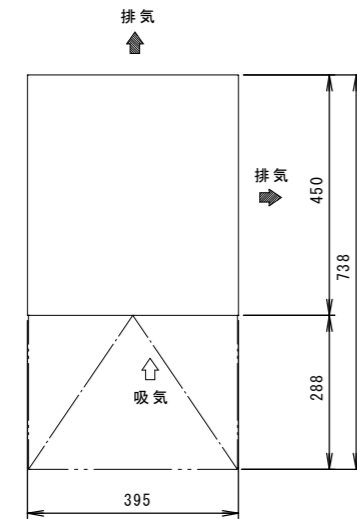
製品名	業務用冷凍冷蔵庫
形名	
電源	単相 100V 50/60Hz 容量0.58kVA (5.8A)
電流	運転電流 3.2/3.1A 電動機定格電流 2.8/2.7A 始動電流 17/16A
消費電力	電動機定格消費電力 225/235W (力率80/87%) 電熱装置定格消費電力 370W 冷却時消費電力 264/274W 霜取消費電力 370/370W
年間消費電力量	1140kWh/年
放熱量	540/510W
電源コード	2.3m (L形プラグ付)
定格内容積	総内容積708L (冷蔵室545L、冷凍室163L)
外形寸法	幅900×奥行800×高さ1910(～1940)mm
内形寸法	冷蔵室：幅373×奥行608×高さ716mm 幅796×奥行648×高さ682mm 冷凍室：幅373×奥行648×高さ666mm
外装	ステンレス鋼板、亜鉛鋼板(後板、底板) フッ素プレコートステンレス鋼板(フロントパネル・扉)
内装	ステンレス鋼板、ABS樹脂
断熱材	硬質ポリウレタン発泡
冷却方式	強制対流式
除霜方式	冷蔵室：ヒータ式、オフサイクル式自動選択 冷凍室：ヒータ式
圧縮機	冷蔵室：全密閉形 出力85W(一定速) 冷凍室：全密閉形 出力180W(インバータ)
凝縮器	フィン&チューブ形 強制空冷式
冷却器	フィン&チューブ形
冷媒	R134a
庫内温度制御	冷蔵室：マイコン制御(デジタル温度表示)-6～12℃調節可能 冷凍室：マイコン制御(デジタル温度表示)-25～-7℃調節可能
除霜制御	マイコン制御
電気回路保護	漏電遮断器(過電流保護付)、アース線
冷媒回路保護	冷蔵室：モータプロテクタによる圧縮機停止(自動復帰) 冷凍室：ケースサーモによる圧縮機停止(自動復帰)
脚	樹脂製90～120mm調整可能
棚網	棚網(5枚)+スノコ(3枚)
製品質量	129kg (梱包時 134kg)
梱包	簡易ダンボール梱包 幅970×奥行890×高さ1980mm
付属品	ドレンジョイント一式、ドレンホース2本
使用条件	周囲温度5～35℃ 電圧変動：定格電圧の±10%以内

※仕様・外観につきましては、改良のため予告なく変更することがあります。

- 設置条件について  
場所、給排水、電源等は取扱説明書・据付工事説明書に従って正しく行ってください。  
また、本体設置スペースは、設置条件により若干異なる場合がありますので、10mm程度余裕をとってください。  
(給排気スペース・配管スペース等は本体設置スペースとは別に確保が必要です。)
- 放熱量は、周囲温度30℃における最終到達温度の時の値です。
- 元ブレーカー容量は15A 125Vです。  
必ず専用回路(過負荷・短絡保護あり)を使用してください。

消費電力量について  
・年間消費電力量は、JIS B8630(2009年版)で決められた測定方法及び計算方法において得られた値を表示しております。  
・消費電力量は、付加機能(オプション)のない標準品により表示しております。  
付加機能(オプション)を追加した製品は消費電力量が増加する場合があります。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-035	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 更新16 厨房機器 (参考図)	●縮尺 1/15	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



1. 設置条件について  
場所、給排水、電源等は取扱説明書・据付工事説明書に従って正しく行ってください。  
また、本体設置スペースは、設置条件により若干異なることがありますので、10mm程度余裕をとってください。  
(給排気スペース・配管スペース等は本体設置スペースとは別に確保が必要です。)
2. 製氷能力は周囲温度、水温によって変わりますので、取扱説明書を参照してください。
3. アジャスト脚はオプションです。営業担当者に相談してください。  
(付属のボルト脚は、製品高さ770～800mmの調整が可能です。)

製品名	キューブアイスメーカー
形名	
電源	単相100V 50/60Hz 容量0.49kVA(4.9A)
電流	運転電流 1.8/1.8A 電動機定格電流1.8/1.8A 始動電流 18/17A
消費電力	電動機定格消費電力 145/165W (力率80/91%)
製氷能力	約24/26kg/d (周囲温度20℃ 水温15℃ 50/60Hz) 約19/22kg/d (周囲温度30℃ 水温25℃ 50/60Hz)
水の形状	角氷 約28x28x32mm
1回の製氷時間	約23/21min (周囲温度20℃ 水温15℃ 50/60Hz)
1回の製氷量	約0.43kg/18個
貯水量	最大ストック量 約14kg(自然落下時 約8.5kg)
消費水量	約0.05/0.05m <sup>3</sup> /d (周囲温度20℃ 水温15℃ 50/60Hz) 約0.04/0.04m <sup>3</sup> /d (周囲温度30℃ 水温25℃ 50/60Hz)
外形寸法	幅395×奥行450×高さ770mm
外装	ステンレス鋼板、亜鉛鋼板(後板、底板) フッ素プレコートステンレス鋼板(フロントパネル・扉)
内装	樹脂成形品
断熱材	発泡ポリウレタン
製氷方式	セル方式 ジェットスプレー式
除氷方式	ホットガス方式 アクチュエータモータによる水皿半開
給水方式	水道直結方式 R1/2
排水方式	製氷残水毎回排棄 R3/4
圧縮機	全密閉形 85W
凝縮器	フィン&チューブ形 強制空冷式
放熱量	360/410W (50/60Hz)
冷却器	銅パイプオンシート 銅板セル製氷室(無電解Niめっき仕上げ)
冷媒制御	キャピラリチューブ
冷媒	R134a
製氷制御	マイコン制御
除氷制御	マイコン制御
給水制御	マイコン制御
貯氷制御	ダブルレバー検知方式(遅延タイマ付)
電気回路保護	漏電遮断器(過電流保護付)、アース線
冷媒回路保護	モータープロテクタによる圧縮機停止(自動復帰)
インターロック機能	マイコンによる機械運転停止
製品質量	33kg (梱包時 36kg)
梱包	全ダンボール梱包 幅547×奥行483×高さ814mm
付属品	スコップ
オプション	アジャスト脚、ストレーナ
使用条件	周囲温度1～35℃ 給水圧0.05～0.78MPa 電圧変動：定格電圧の±10%以内

※仕様・外観につきましては、改良のため予告なく変更することがあります。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 鳴門渦潮高等学校 鳴・大津 生徒会館内部改修工事建築	●図面番号 B-036	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 更新17 厨房機器 (参考図)	●縮尺 1/10	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号